



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

- ◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
(第5号) 945

- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正す
る規則(第6号) 945

告 示

- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第105号) 945

- ◇道路区域の変更(第106号) 947

- ◇道路の供用開始(第107号) 947

- ◇道路区域の変更(第108号) 947

- ◇道路の供用開始(第109号) 947

- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第110号) 947

- ◇車両制限令の規定に基づく道路の指
定及び通行方法の公示(第111号) 949

- ◇道路区域の変更(第112号) 949

- ◇道路の供用開始(第113号) 949

- ◇道路区域の変更(第114号) 949

- ◇道路の供用開始(第115号) 950

- ◇自転車等の撤去と保管(第116号) 950

- ◇国民健康保険被保険者証の無効(第
117号) 950

- ◇国民健康保険被保険者証の無効(第
118号) 950

- ◇道路区域の変更(第119号) 950

- ◇道路の供用開始(第120号) 951

- ◇道路区域の変更(第121号) 951

- ◇道路区域の変更(第122号) 951

- ◇道路の供用開始(第123号) 951

- ◇自転車等の撤去と保管(第124号) 951

- ◇道路区域の変更(第125号) 952

- ◇道路の供用開始(第126号) 952

公 告

- ◇都市計画公聴会の開催(第144号) 952

- ◇一般競争入札の執行(第145号) 953

- ◇道路位置の指定(第146号) 954

- ◇公募型プロポーザルの実施(第147
号) 954

- ◇開発行為に関する工事の完了(第
148号) 955

- ◇道路の指定(第149号) 955

- ◇一般競争入札の執行(第150号) 956

- ◇開発行為に関する工事の完了(第151
号) 959

- ◇一般競争入札の執行(第152号) 960

- ◇道路位置の指定(第153号) 972

- ◇開発行為に関する工事の完了(第154
号) 973

- ◇一般競争入札の執行(第155号) 973

- ◇一般競争入札の執行(第156号) 974

- ◇一般競争入札の執行(第157号) 976

- ◇一般競争入札の執行(第158号) 977

- ◇一般競争入札の執行(第159号) 978

- ◇一般競争入札の執行(第160号) 980

- ◇公募型プロポーザルの実施(第161
号) 981

- ◇一般競争入札の執行(第162号) 982

- ◇一般競争入札の執行(第163号) 987

- ◇開発行為に関する工事の完了(第164
号) 988

- ◇開発行為に関する工事の完了(第165
号) 988

- ◇道路の指定(第166号) 989

- ◇開発行為に関する工事の完了(第
167号) 989

- ◇開発行為に関する工事の完了(第
168号) 989

- ◇都市公園の供用開始(第169号) 989

- ◇開発行為に関する工事の完了(第170
号) 989

- ◇開発行為に関する工事の完了(第171
号) 990

- ◇特定非営利活動法人の設立認証申請
(第172号) 990

◇一般競争入札の執行 (第173号)……………	990	◇一般競争入札の執行 (第42号) ……………	1020
◇開発行為に関する工事の完了 (第174号)……………	993	◇一般競争入札の執行 (第43号) ……………	1021
公告 (調達)		消防局公告	
◇一般競争入札の執行 (第160号)……………	993	◇サイレンの吹鳴 (第5号) ……………	1022
◇落札者等の公示 (第161号)……………	995	教育委員会告示	
◇特定調達契約に係る一般競争入札に 参加する者に必要な資格並びに資格 審査の申請方法及び申請時期等 (第 162号)……………	995	◇教育委員会臨時会の招集 (第7号) ……………	1023
◇一般競争入札及び指名競争入札に参 加する者に必要な資格並びに資格審 査の申請方法及び申請時期等 (第163 号) ……………	999	選挙管理委員会告示	
◇一般競争入札の執行 (第164号)……………	1003	◇各種請求及び委員の解職請求をする に必要な選挙権を有する者の数 (第 1号) ……………	1023
◇一般競争入札の執行 (第165号)……………	1005	監査訓令	
◇一般競争入札の執行 (第166号)……………	1006	◇川崎市監査事務処理規程の一部を改 正する訓令 (第1号) ……………	1023
◇一般競争入札の執行 (第167号)……………	1008	監査公表	
税公告		◇監査の結果について (第3号) ……………	1024
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 41号) ……………	1009	農業委員会告示	
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 42号) ……………	1009	◇川崎市農業委員会総会の招集 (第3 号) ……………	1035
◇平成29年度分の固定資産税に関する 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧 (第43号) ……………	1009	区公告	
◇交付要求通知書の公示送達 (第44号) ……………	1010	◇住民票の職権消除 (川崎区第26号) ……………	1035
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 45号) ……………	1010	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第27号) ……………	1035
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 46号) ……………	1010	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (川崎区第28号) ……………	1035
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 47号) ……………	1010	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (川崎区第29号) ……………	1035
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第48 号) ……………	1010	◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達 (川崎区第30号) ……………	1036
◇納税通知書の公示送達 (第49号) ……………	1010	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (川崎区第31号) ……………	1036
上下水道局告示		◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (幸区第10号) ……………	1036
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定 (第6号) ……………	1011	◇住民票の職権消除 (幸区第11号) ……………	1036
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定事項の変更 (第7号) ……………	1011	◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達 (中原区第12号) ……………	1037
◇収納取扱金融機関の変更 (第8号) ……………	1012	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (中原区第13号) ……………	1037
上下水道局公告		◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (高津区第11号) ……………	1037
◇一般競争入札の執行 (第21号) ……………	1012	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (高津区第12号) ……………	1037
◇一般競争入札の執行 (第22号) ……………	1014	◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (高津区第13号) ……………	1038
◇一般競争入札の執行 (第23号) ……………	1016	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達 (宮前区第12号) ……………	1038
交通局公告		◇介護保険料に係る納入通知書の公示 送達 (宮前区第13号) ……………	1038
◇一般競争入札の執行 (第40号) ……………	1018	◇住民票の職権消除 (宮前区第14号) ……………	1039
◇一般競争入札の執行 (第41号) ……………	1019		

◇印鑑登録の抹消（宮前区第15号）……………	1039
◇住民票の職権消除（多摩区第14号）……………	1039
◇印鑑登録の抹消（多摩区第15号）……………	1039
◇国民健康保険料に係る差押調書の公 示送達（多摩区第16号）……………	1039
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達（多摩区第17号）……………	1040
◇国民健康保険料に係る差押調書（謄 本）の公示送達（麻生区第12号）……………	1040
◇国民健康保険料に係る配当計算書 （謄本）の公示送達（麻生区第13号）……………	1040
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達（麻生区第14号）……………	1040
◇国民健康保険料に係る還付通知書の 公示送達（麻生区第15号）……………	1040

規 則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第5号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表消防業務手当の部(1)の項イ中「(ポンプ自動車を除く。)」を削り、同項ウ中「中型自動車（ポンプ自動車に限る。）」を「準中型自動車」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 3月12日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第6号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4中「横浜中央信用組合」を「横浜幸銀信用組合」に改める。

附則

この規則は、平成29年 3月13日から施行する。

告 示

川崎市告示第105号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年 3月 1日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

別図のとおり

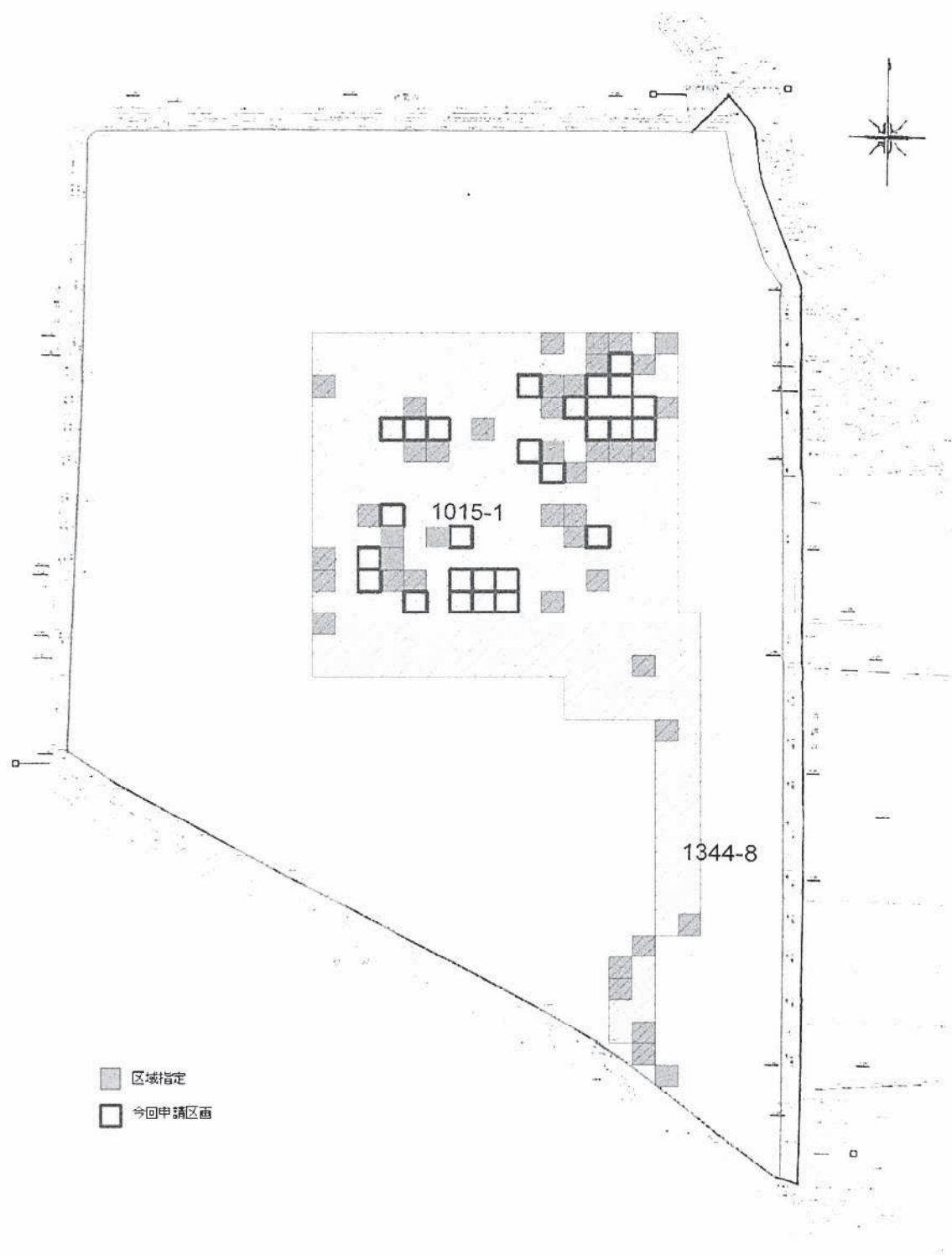
（川崎市中原区上小田中4丁目1015番1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

シスー1, 2ージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第106号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月2日から平成29年3月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月2日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 生 第359号線	川崎市宮前区菅生 4丁目3178番8先 川崎市宮前区菅生 4丁目3178番13先	2.42 ～ 2.94	34.64	
新	菅 生 第359号線	川崎市宮前区菅生 4丁目3178番5先 川崎市宮前区菅生 4丁目3178番15先	3.21 ～ 4.08	34.64	隅きりを含む

川崎市告示第107号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月2日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月2日から平成29年3月16日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月2日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
菅 生 第359号線	川崎市宮前区菅生4丁目3178番5先 川崎市宮前区菅生4丁目3178番15先	隅きりを含む

川崎市告示第108号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月3日から平成29年3月17日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸863番4先 川崎市多摩区登戸863番4先	3.18	19.29	
新	登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸863番2先 川崎市多摩区登戸863番7先	3.59	19.29	

川崎市告示第109号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月3日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月3日から平成29年3月17日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
登 戸 第152号線	川崎市多摩区登戸863番2先 川崎市多摩区登戸863番7先	

川崎市告示第110号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田紀彦

1 指定する区域

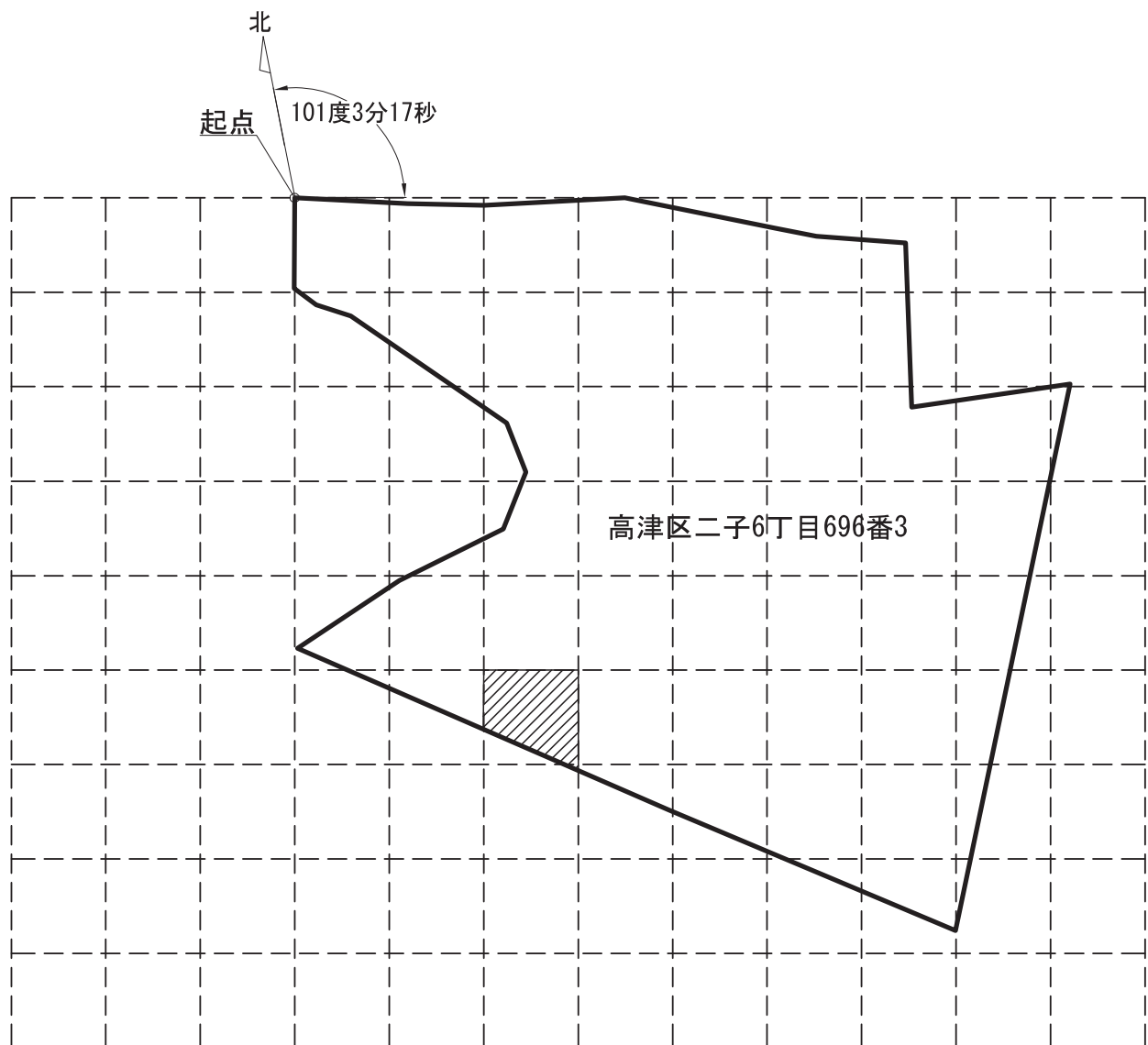
高津区二子六丁目696番3の一部

(別図のとおり)

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



凡 例



調査対象地



形質変更時要届出区域

----- 単位区画線

——— 筆境界線

〈起点〉

起点は、高津区二子6丁目696番3の最北端とする。

〈格子の回転角度:101度3分17秒〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

川崎市告示第111号

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
市道 殿町34号線	川崎市川崎区殿町3丁目106番先から川崎市川崎区殿町3丁目103番9先まで
市道 殿町39号線	川崎市川崎区殿町3丁目101番1先から川崎市川崎区殿町3丁目103番8先まで

2 指定する期日 平成29年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

川崎市告示第112号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

て、平成29年3月6日から平成29年3月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島第170号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番6先 川崎市多摩区中野島1丁目177番6先	3.26	3.35	
新	中野島第170号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番3先 川崎市多摩区中野島1丁目177番3先	3.63	3.35	
旧	中野島第175号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番5先 川崎市多摩区中野島1丁目177番4先	2.88	15.73	
新	中野島第175号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番3先 川崎市多摩区中野島1丁目177番2先	3.45 ～ 3.74	15.73	

川崎市告示第113号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月6日から平成29年3月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島第170号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番3先 川崎市多摩区中野島1丁目177番3先	
中野島第175号線	川崎市多摩区中野島1丁目177番3先 川崎市多摩区中野島1丁目177番2先	

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月6日から平成29年3月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 3月 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	栗 谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷 3丁目6082番13先 川崎市多摩区栗谷 3丁目6082番13先	2.73	23.28	
新	栗 谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷 3丁目6082番12先 川崎市多摩区栗谷 3丁目6082番11先	3.36	23.28	隅切り を含む

川崎市告示第115号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月6日から平成29年3月21日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 3月 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
栗 谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6082番12先	隅切り を含む
	川崎市多摩区栗谷3丁目6082番11先	

川崎市告示第116号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年 3月 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第117号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定に基づき平成28年8月1日付けで交付した記号50番号1182739の被保険者証は、次の事由により、平成29年2月15日付けをもって無効とします。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

無効の事由 紛失のため

川崎市告示第118号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項の規定に基づき平成28年8月1日付けで交付した記号50番号0820785の被保険者証は、次の事由により平成29年2月22日付けをもって無効とします。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

無効の事由 紛失のため

川崎市告示第119号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月13日から平成29年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	長 沢 第 6 号 線	川崎市多摩区長沢 1丁目9024番15先 ----- 川崎市多摩区長沢 1丁目9024番15先	1.82	12.09	
新	長 沢 第 6 号 線	川崎市多摩区長沢 1丁目9024番16先 ----- 川崎市多摩区長沢 1丁目9024番16先	4.00	12.09	

川崎市告示第120号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月13日から平成29年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月13日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
長 沢 第 6 号 線	川崎市多摩区長沢 1丁目9024番16先 ----- 川崎市多摩区長沢 1丁目9024番16先	

川崎市告示第121号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月13日から平成29年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月13日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	横 浜 生 田	川崎市多摩区枳形 7丁目9156番15先 ----- 川崎市多摩区枳形 7丁目9166番1先	17.96 ～ 21.87	248.97	
新	横 浜 生 田	川崎市多摩区枳形 7丁目9156番5先 ----- 川崎市多摩区枳形 7丁目9166番1先	17.99 ～ 22.07	248.97	

川崎市告示第122号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月13日から平成29年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月13日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	菅 第58号線	川崎市多摩区菅 2丁目606番3先 ----- 川崎市多摩区菅 2丁目606番2先	3.48	10.78	
新	菅 第58号線	川崎市多摩区菅 2丁目606番7先 ----- 川崎市多摩区菅 2丁目606番4先	3.74	10.78	

川崎市告示第123号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月13日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月13日から平成29年3月28日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月13日

川崎市市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
菅 第58号線	川崎市多摩区菅 2丁目606番7先 ----- 川崎市多摩区菅 2丁目606番4先	

川崎市告示第124号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年3月14日

川崎市市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第125号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月15日から平成29年3月30日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	有馬 第248号線	川崎市宮前区東有馬 4丁目3086番5先 川崎市宮前区東有馬 4丁目3113番3先	7.00	148.34	
新	有馬 第248号線	川崎市宮前区東有馬 4丁目3086番5先 川崎市宮前区東有馬 4丁目3113番3先	8.91 ～ 9.01	148.34	隅きりを含む

川崎市告示第126号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月15日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月15日から平成29年3月30日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
有馬 第248号線	川崎市宮前区東有馬4丁目3086番5先	隅きりを含む
	川崎市宮前区東有馬4丁目3113番3先	

公

告

川崎市公告第144号

川崎都市計画用途地域の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）ほか関連案件の都市計画の変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

平成29年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

ア 川崎都市計画用途地域の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

イ 川崎都市計画高度地区の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

ウ 川崎都市計画地区計画の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画）

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 川崎都市計画用途地域の変更（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内
イ 川崎都市計画高度地区の変更(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)

(ア) 追加する部分
なし

(イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

ウ 川崎都市計画地区計画の変更(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

(ア) 追加する部分
なし

(イ) 削除する部分
なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年5月13日(土) 午前10時から
(2) 場所 多摩区役所11階会議室(多摩区登戸1775-1)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)まで
(2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎市川崎区宮本町1番地)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとお

(案件1)

り開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日時 平成29年3月16日(木) 午後7時から8時30分まで

イ 場所 多摩区役所11階会議室(多摩区登戸1775-1)

(2) 縦覧

ア 日時 平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)まで

イ 場所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

登戸区画整理事務所

(多摩区登戸2202-1)

多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)

※都市計画課、登戸区画整理事務所及び多摩区役所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。なお、平成29年3月25日(土)、多摩区役所は一部窓口を開設しておりますが、閲覧できません。

※多摩図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。

川崎市公告第145号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月1日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名 白幡台小学校体育館改修及び会議室等新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区南平13番1号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参 加 資 格	(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月7日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第146号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原3丁目1番地1号 他喜不動産販売株式会社 代表取締役 奥山 武志		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区宿河原6丁目826番7の一部 別紙省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	13.59メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第229号	指 定 年 月 日	平成29年3月2日	

川崎市公告第147号

「かわさき産業振興プラン」改定及び「川崎の産業2017年度版」作成業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名 「かわさき産業振興プラン」改定及び「川

崎の産業2017年度版」作成業務委託

(2) 業務事項

ア 日本国及び川崎市の経済・産業動向に関するデータの収集・現状整理・分析

イ 産業界等への意見聴取

ウ 「川崎の産業2017年度版」の原稿作成、印刷及び関係機関への配布

エ 「かわさき産業振興プラン」第2期実行プログラム及び同概要版の作成、印刷

(3) 委託期間 平成29年4月3日～平成30年3月23日

2 提案書の提出者の資格

(1) 次の条件をすべて満たしていること。

ア 法人格を有する者

イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

エ 地域における産業振興計画の策定や調査業務等について、官公庁における受託実績を有する者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 目的の理解度

(2) 企画提案の内容

(3) 専門的知識・能力

(4) これまでの事業実績

(5) 川崎市の現状についての理解状況

(6) 実施体制

(7) 概算見積額のバランス

4 担当部局

川崎市経済労働局産業政策部企画課産業政策班
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-
2 川崎フロンティアビル10階

電話(直通) 044-200-2337

FAX 044-200-3920

メールアドレス: 28kikaku@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配布期間 平成29年3月2日(木)～3月9日
(木)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成29年3月9日(木) 16時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録
が残る場合に限る。)・電子メール

7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法

(1) 受付期限 平成29年3月24日(金) 16時

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書(7部)、業務実施体制(1
部)、所要経費・概算見積書(1部)、
定款等応募する団体又は企業の事業内
容がわかるもの(川崎市業務委託有資
格者名簿に登録済みの事業者について
は免除します)(1部)、直近の決算書
(1部)、その他パンフレット等説明
に必要な資料(7部)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録
が残る場合に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 5,733,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担
の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、
公募型企画提案参加者の負担とします。

(3) その他

ア 選考結果の発表は3月30日(木)を予定してい

ます。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要
領を御参照ください。

ウ 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市
議会定例会における本調達に係る予算の議決を要
します。

川崎市公告第148号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区野川字中耕地1284番1

ほか2筆

5,833平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市麻生区東百合丘四丁目8番5号

株式会社 緑野丘企画 代表取締役 片山ひろみ

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 34戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年1月20日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第115号

川崎市公告第149号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第
4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指
導課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の 名 称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
指定区間の 地名・地番	中原区小杉町3丁目601番、602番、603番、604番、 605番、607番、608番、609番 別紙省略
幅員・延長	15.81m～16.83m×61.02m(地区幹線道路1号) 6.00m×59.93m(区画道路1号) 6.00m×64.33m(区画道路2号) — m× — m (小杉町206号線の一部)
指 定 番 号 及び年月日	川崎市指令ま建管指導第512号 平成29年3月3日

川崎市公告第150号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 3 月 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名 市道犬蔵 1 号線道路補修 (打換その 2) 工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区犬蔵 2 丁目 39 番地先
	履 行 期 間 契約の日から 100 日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成 27・28 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者 (業種「舗装」) を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
入札日時等	平成 29 年 3 月 22 日 13 時 30 分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名 市道麻生 3 号線舗装道補修 (切削) 工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区百合丘 1 丁目 18 番地先
	履 行 期 間 契約の日から 100 日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (5) 平成 27・28 年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者 (業種「舗装」) を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成 29 年 3 月 22 日 13 時 30 分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 市道浅野町5号線道路補修(切削)工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浅野町7番地先
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月22日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 市道木月54号線道路補修(打換その2)工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月3丁目36番地先
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月21日13時30分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「市道戸手本町13号線道路補修(打換)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、「市道戸手本町13号線道路補修(打換)工事」、本案件の順に行います。 (4) 「市道戸手本町13号線道路補修(打換)工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 市道戸手本町13号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手本町1丁目15番地先
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月21日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp (1) 本案件は川崎市請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (2) 入札参加者は本案件又は「市道木月54号線道路補修(打換その2)工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (3) 落札候補者決定は、本案件、「市道木月54号線道路補修(打換その2)工事」の順に行います。 (4) 本案件の落札候補者となった者は、「市道木月54号線道路補修(打換その2)工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内市道尻手黒川線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所 川崎市高津区子母口271番地先
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月21日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 市道塩浜7号線道路補修(打換・切削)工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区日ノ出2丁目10番地先他2箇所
	履 行 期 間 契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月23日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区井田二丁目1238番1

ほか3筆の一部

734平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年10月11日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第99号

川崎市公告第152号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月8日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 稲田中学校ほか1校体育館等改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 片平小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平5丁目28番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。

参 加 資 格	ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書（誓約書）」（主観評価項目制度実施要領「届出書（誓約書）様式2」）を提出してください。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 (11) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 白幡台小学校体育館改修及び会議室等新築電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区南平台13番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 古川小学校わくわくプラザ室ほか解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市幸区古川町70番地
	履 行 期 間 契約の日から平成29年6月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書（誓約書）」（主観評価項目制度実施要領「届出書（誓約書）様式2」）を提出してください。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。ただし、平成28年5月31日までに受けたとび・土工工事業に係る建設業の許可でも可とする。 (10) 主任技術者（業種「解体」）を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者（業種「とび・土工」）の資格を有する者でも可とする。 (11) 軽量鉄骨ブレース造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積200㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事実績（元請けに限る）を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年3月31日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩川管理事務所新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区東古市場1番
	履 行 期 間 契約の日から平成29年11月10日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月7日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 西御幸小学校ほか1校校舎等改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向西町4丁目30番地ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成29年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参 加 資 格	(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月7日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 片平小学校校舎・体育館改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平5丁目28番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 三田小学校ほか1校会議室等新築衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区三田3丁目6番地4ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年3月31日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 久末小学校給食室改修衛生設備その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久末647番地
	履 行 期 間 契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されている者 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 ク 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。

参 加 資 格	ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 末長小学校給食室改修衛生設備その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長3丁目8番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月22日まで
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「A」で登録されている者 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 ク 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。 ケ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件

参 加 資 格	ア 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	梶ヶ谷小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷4丁目12番地ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月14日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 虹ヶ丘小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目21番2号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) ペンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するペンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区下並木50番地
	履 行 期 間 契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) ペンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するペンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件14)

競争入札に 付する事項	件 名 高津高等学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久本3丁目11番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分（財政局資産管理部契約課（建築契約係））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件15)

競争入札に付する事項	件 名 新作小学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成29年4月14日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp
(案件16)	
競争入札に付する事項	件 名 西御幸小学校ほか1校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向西町4丁目30番地ほか1校
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件17)

競争入札に 付する事項	件 名 住吉小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月祇園町17番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月14日17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第153号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月8日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区栗谷3丁目31番10号 ヤオキ商店株式会社 代表取締役 片山 義規		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区宿河原二丁目107番2の一部 川崎市多摩区宿河原二丁目108番10 別紙省略		
幅 員	5.00メートル	延 長	5.12メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第230号		指 定 年月日	平成29年3月8日

川崎市公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 3 月 9 日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区宮前平三丁目 7 番 1
ほか5筆の一部
8,065平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿一丁目26番 2 号
野村不動産株式会社 住宅事業本部
事業推進二部長 榊原 洋
- 3 予定建築物の用途
共同住宅
計画戸数：204戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年12月26日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第167号
平成27年 9 月11日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第71号（変更）
平成28年12月12日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第141号（変更）
平成29年 3 月 6 日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第189号（変更）

川崎市公告第155号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 3 月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成29年度軽乗用自動車の賃貸借及び保守
 - (2) 履行場所
ア （仮称）川崎市南部学校給食センター
（川崎市幸区南幸町 3－149－2）
イ （仮称）川崎市中部学校給食センター
（川崎市中原区上平間1700－8）
ウ （仮称）川崎市北部学校給食センター
（川崎市麻生区栗木 2－8－5）
 - (3) 賃貸借期間及び台数
ア 平成29年 6 月 1 日から平成36年 5 月31日まで
1 台
イ 平成29年 9 月 1 日から平成36年 8 月31日まで
2 台

(4) 賃貸借物品の特質等
仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「車両」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
- (4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町 6

明治安田生命川崎ビル10階

教育委員会事務局中学校給食推進室 米岡担当

電話 044-200-2538

(2) 配布・提出期間

平成29年 3 月10日（金）から平成29年 3 月21日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の履行実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスに、平成29年 3 月23日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書等及び仕様書等を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、平成29年 3 月23日（木）の午前 9 時から正午に上記 3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書等を交付します。

5 仕様書の交付

上記 4 により無償で仕様書を交付します。また、仕

様書は、上記 3 (1)の場所において上記 3 (2)の期間まで、縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記 3 (1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年 3 月23日 (木) 午前 9 時から平成29年 3 月30日 (木) 正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記 4 に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定する F A X又はメールアドレス宛に送付してください。

ア 電子メール 88chukyu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-2853

(4) 回答方法

質問があった場合、平成29年 4 月 4 日 (火) までに参加全社宛て、文書 (F A Xまたは電子メール) にて回答します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料に賃貸借期間 (84か月) 及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年 4 月11日 (火) 午前10時

イ 場所

川崎市川崎区宮本町 2-31

J Aセレスみなみビル 4 階会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号の規定により免除とします。

イ ア以外の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができます。

10 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払については、毎月払いとします。

(4) 詳細は、仕様書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は、上記 3 (1)に同じ。

(6) 当該落札決定の効果は、平成29年第 1 回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第156号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年 3 月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺余熱利用市民施設入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1321番地
(川崎市王禅寺余熱利用市民施設)

(3) 履行期間 平成29年 7 月 1 日から平成34年 6 月30

日まで

(4) 概 要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に搭載されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

なお、上記名簿に登載されていない者でこの入札に参加しようとする者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年3月17日(金)までに行うこと。

- (4) 調達物品について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、納入後のアフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書の配布及び提出場所
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局生活環境部減量推進課
(川崎市役所第3庁舎16階)

電話 044-200-2579

- (2) 配布及び提出期間

平成29年3月10日(金)から平成29年3月21日(火)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

- (3) 提出方法

持参に限ります。一般競争入札参加申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年3月22日(水)までに送

付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年3月22日(水)の午後1時から午後5時に、3(1)にて、書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ
- (2) 問い合わせ期間

平成29年3月10日(金)午前8時30分から平成29年3月21日(火)の午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年3月22日(水)までに、参加全社あてにFAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜で1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月27日(月)午前10時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。 また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第157号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 堤根余熱利用市民施設入退場管理システム等賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区堤根73番地1

(川崎市堤根余熱利用市民施設)

(3) 履行期間 平成29年7月1日から平成34年6月30日まで

(4) 概 要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に搭載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、上記名簿に登載されていない者でこの入札に参加しようとする者は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年3月17日(金)までに行うこと。

(4) 調達物品について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、納入後のアフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書の配布及び提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局生活環境部減量推進課

(川崎市役所第3庁舎16階)

電話 044-200-2579

(2) 配布及び提出期間

平成29年3月10日(金)から平成29年3月21日(火)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限りします。一般競争入札参加申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は上記3(2)の期間に、3(1)の場所で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年3月22日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年3月22日(水)の午後1時から午後5時に、3(1)にて、書類を交付します。

6 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ

(2) 問い合わせ期間

平成29年3月10日(金)午前8時30分から平成29年3月21日(火)の午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年3月22日(水)までに、参加全社あてにFAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜で1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月27日(月)午前9時
イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 15階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第158号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

多摩川丸子橋硬式野球場ほか維持管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区上丸子天神町地内ほか

(3) 履行期間

平成29年4月3日から平成30年3月30日まで

(4) 概要

本委託は、台風等の際に、多摩川丸子橋硬式野球場等の施設を移設または転倒し、施設の損害を防ぐと共に、硬式野球場の外野芝生等の維持管理や硬式野球場及びその周囲の河川敷内にある野球場等に黒土等の搬入を行い、市民の快適な利用を図るものです。なお、台風等がなく施設の移設・転倒等の必要がない場合や、災害の影響に伴い予定していた作業を行わない場合もあります。これらの場合は減額変更をするものとします。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「除草、せんてい等樹木管理」に登録されていること。
- (4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 一般競争入札参加申込書の提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込をしなければなりません。
ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は、認めません。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
〒211-0052
川崎市中原区等々力1-1
川崎市多摩川管理事務所
電話 044-722-2299
- (2) 提出期間
平成29年3月10日(金)から平成29年3月16日(木)まで(土・日及び祝日を除く午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで)
- 4 入札説明書の交付
「入札情報かわさき」からダウンロードして下さい。また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年3月10日(金)から平成29年3月16日(木)まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分まで)。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札書の提出日時
平成29年3月28日(火)午前11時
- イ 入札書の提出場所

川崎市中原区等々力1-1

川崎市多摩川管理事務所

- (2) 入札書の提出方法

持参

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

- 8 契約手続等

- (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

- 9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

- (3) 仕様書等に関する問い合わせ先は、3(1)と同じ。

- (4) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

川崎市公告第159号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 3月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

多摩川緑地宇奈根駐車場ほか開閉業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区宇奈根地内ほか3箇所

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 概要

本委託は、指定された日時に、多摩川緑地宇奈根駐車場ほか3箇所の出入口車止め柵の鍵の開錠及び施錠を行い、市民の快適な利用を図るものである。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に地域区分【「市内」】で掲載されていること。

(4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に「警備」種目「駐車場管理」で掲載されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込をしなければなりません。

ただし、一般競争入札参加申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒211-0052 川崎市中原区等々力1番1号
川崎市建設緑政局緑政部多摩川管理事務所
電話 044-722-2299

(2) 提出期間

平成29年3月10日(金)から平成29年3月16日(木)まで(土・日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで)

4 入札説明書の交付

「入札情報かわさき」からダウンロードして使用してください。

また、入札説明書は3(1)の場所において、平成29年3月10日(金)から平成29年3月16日(木)まで縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時00分から午後5時15分まで)。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申込締切日後1週間以内に送付します。なお、当該委任先メールアドレスを

登録していない者にはFAXで送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出日時

平成29年3月28日(火)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市中原区等々力1-1 多摩川管理事務所

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札書の記載金額

入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(4) 入札保証金

免除とします

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 仕様書等に関する問い合わせ先は、3(1)と同じ。

川崎市公告第160号

入札公告

平成29年 3月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

東扇島東公園及び西公園駐車場機器管理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島58番地 1 (東公園)、川崎市川崎区東扇島94番地 1、94番地 2 (西公園)

(3) 履行期間

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

(4) 業務概要

「東扇島東公園及び西公園駐車場機器管理等業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「警備」種目「駐車場管理」で登録されている者。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市または他官公庁において駐車場機器管理等業務(駐車場利用者への問合せ対応も含む。)の契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成29年 3月10日(金) から平成29年 3月17日

(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 本市または他官公庁において駐車場機器管理等業務(駐車場利用者への問合せ対応も含む。)の契約実績を有することを証する書類

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所において平成29年 3月10日(金) から平成29年 3月17日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

平成29年 3月22日(水) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、平成29年 3月22日(水)までに入札参加資格確認通知書及び入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年 3月22日(水) から平成29年 3月23日(木) 午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限りです。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

平成29年3月27日(月)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年3月30日(木) 午後1時30分

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、落札を保留とし、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第161号

農商工等連携推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 農商工等連携推進事業実施委託
- (2) 委託期間 契約締結日～平成30年3月23日
- (3) 参考価格 7,627,000円
(消費税及び地方消費税含む)

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 経費の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課
〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレスカ梶ヶ谷ビル2階
電 話(直通) 044-860-2462
FAX 044-860-2464

メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成29年3月10日(金)～3月24日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成29年3月10日(金)～3月24日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出方法 持参又は郵送(必着)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成29年4月6日(木)～4月20日(木)(土曜日及び日曜日を除く)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 企画提案書(6部)、見積書(6部)、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別記様式)」(1部)、会社概要(6部)、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの(1部)、直近の決算書(1部)
(4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否
要する

10 関連情報を入手するための照会窓口
4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(2) その他

ア 当該落札決定の効果は、平成29年川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を要します。

イ 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。

ウ 選定結果の発表は4月25日(火)を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

川崎市公告第162号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月13日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内都市計画道路世田谷町田線道路築造(上部工)工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸2303番地先
	履 行 期 間 契約の日から522日間
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 共同企業体の資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (エ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 イ 共同企業体の代表者に必要な条件 (ア) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評価値通知書における「土木一式」の総合評価値が1,200点以上であること。 (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (ウ) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (エ) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、「現場打ちプレストレストコンクリート橋で橋長50m以上、有効幅員9.25m以上の工事(径間数は不問)」の完工実績(元請に限る。)を平成13年4月1日以降に有すること。

参 加 資 格	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件 (ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (エ) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (2) 単体企業の資格条件 上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月12日17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 市道宮崎55号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区神木2丁目5番地先
	履 行 期 間 契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月30日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 市道宮崎46号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮崎4丁目1番地先
	履 行 期 間 契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月30日13時 30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 市道宮崎100号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮崎103番地先他1箇所
	履 行 期 間 契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月31日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 市道野川171号線道路補修（打換）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川3141番地先
	履 行 期 間 契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月31日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 千鳥町油水分離施設整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 間 契約の日から220日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。

参 加 資 格	(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月7日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸野川線他水路設置工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸2385番地先他
	履 行 期 間 契約の日から平成29年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年3月31日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第163号

入札公告

平成29年 3月13日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

公園プールの管理業務及び使用料収納事務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区大師公園 1 番地ほか 3 ヶ所

・大師プール (川崎市川崎区大師公園 1)

・小倉西児童プール

(川崎市幸区小倉 5-17-59)

・平間児童プール (川崎市中原区上平間1298)

・稲田児童プール

(川崎市多摩区菅稲田堤 2 丁目 9-1)

(3) 履行期間

平成29年 4月 1 日から平成29年 9月 2 日まで

(4) 概要

入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市業務委託の有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 警備業法第4条に規定する警備業の認定を受けている者であること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 過去 5 ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模のプールの管理業務及び使用料収納事務委託実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12番地 1 号

川崎駅前タワー・リパーク17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課 畑

電 話 044-200-2406

F A X 044-200-3973

E - m a i l 53mikika@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年 3月10日 (金) から平成29年 3月17日 (金) まで (土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参に限りません。

提出書類 (競争入札参加申込書) 及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。) ダウンロードができない場合には、上記 3 ? の期間に、3 ? の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年 3月21日 (月) までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年 3月21日 (月)

(2) 場所

上記 3 (1) に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記 3 (1) に同じ。

(2) 問合せ期間

平成29年 3月10日 (金) から平成29年 3月22日
(水) 午後 5 時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項
を記入し、3(2)の建設緑政局緑政部みどりの企画管
理課に持参下さい。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年 3月23日
(木) に、参加全社あてに、電子メール又はFAX
にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のい
ずれかに該当するときは、この入札に参加することが
できません。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満
たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の
記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

平成29年 3月27日 (月) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市建設緑政局会議室

川崎市川崎区駅前本町12番地 1 号

川崎駅前タワー・リパーク17階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うこ
とがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記 3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」で閲覧するこ
とができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は 3(1)に同じ。

川崎市公告第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区上麻生 5 丁目1126番 1

の一部 ほかに 7 筆の一部

9,143平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区平河町二丁目11番 2 号

荒川建設工業株式会社 代表取締役 荒川 雅晴

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：98戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成25年 3月 8 日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第158号

平成25年11月26日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第124号 (変更)

平成26年 3月18日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第181号 (変更)

平成26年 7月 1 日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第59号 (変更)

平成27年 5月14日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第17号 (変更)

平成29年 2月13日

川崎市指令 ま建管宅地 (イ) 第177号 (変更)

川崎市公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区神木二丁目12番1
ほか1筆
2,331平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区新宿4丁目3番17号
株式会社 新日本建物 代表取締役 池田 友彦
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：16戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成27年4月7日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第2号
平成28年8月3日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第64号（変更）
平成28年9月30日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第91号（変更）

川崎市公告第166号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路事業の名称	市道長沢47号線
指定区間の地名・地番	川崎市多摩区長沢一丁目8712番5、8715番2、8716番2の各一部、8712番28 別紙省略
幅員・延長	9.0～9.3m×5.6m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建管指導第513号 平成29年3月13日

川崎市公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区犬蔵一丁目1217番1
の一部ほか7筆の一部
2,932平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区新石川二丁目4番地12
さくら地所 株式会社 代表取締役 大須賀 幹雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年7月7日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第49号
平成29年2月15日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第179号（変更）

川崎市公告第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 3月13日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長沢四丁目8047番2
587平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区小台1丁目20番地1
株式会社 プラザハウス 代表取締役 柳 英明
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：4戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年9月7日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第77号

川崎市公告第169号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年 3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

	公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な 公園施設
1	片平富士塚 緑地	麻生区片平字富士塚 1848-26	別図	600	修景施設 ほか

※公告日をもって供用開始日とします。

（別図省略）

川崎市公告第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 3月14日

- 川崎市長 福 田 紀 彦
- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長尾四丁目153番4
の一部ほか5筆
963平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区登戸2789番地ダイエー向ヶ丘別館1階
株式会社 フジユキ 代表取締役 遠藤 幸治
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月12日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第142号

川崎市公告第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字西耕地3398番4
の一部ほか3筆の一部
1,906平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区東百合丘4丁目8番5号
株式会社 緑野丘企画 代表取締役 片山ひろみ
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：13戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月8日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第106号

川崎市公告第172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年2月27日	特定非営利活動法人 川崎インターナショナル スクール	GONZALES OLIVOS MIGUEL ANGEL	川崎市川崎区榎町6番地16 1F	この法人は、日本に在住するすべての人々に対して、日本における諸外国文化と日本文化の融合、在留外国人の支援、国際交流等に関する事業を行い、観光、学術、文化、芸術及びスポーツの振興をとおして社会教育の推進と社会の福祉に貢献することを目的とする。

川崎市公告第173号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月15日

川崎市長 福 田 紀 彦

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	南生田中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区南生田3丁目4番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年11月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

参 加 資 格	(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	新作小学校校舎・体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年11月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」 アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 中央支援学校自動制御設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久本3丁目7番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月12日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」 アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 御幸中学校外壁塗装改修その他その2工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手4丁目2番1号
	履 行 期 間 契約の日から平成30年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参 加 資 格	(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区長沢三丁目8757番
の一部ほか5筆の一部
2,082平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区上麻生五丁目40番1-304号
エスケーハウジング株式会社
代表取締役 鈴木 賢司
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅、車庫付長屋住宅
計画戸数:15戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年10月18日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第101号
平成29年2月9日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第174号(変更)

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第160号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 I R活動支援等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市財政局財政部資金課
その他川崎市の指定する場所
- (3) 履行期間 平成29年5月1日から
平成30年3月31日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) I R活動支援等業務委託仕様書に基づき、次のことを証明できること。

ア 過去において官公庁又は民間企業のI Rイベント運営業務に従事した実績があること。

3 競争参加申込書の配布及び提出場所並びに問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所並びに問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎12階

川崎市財政局財政部資金課

担 当 島崎

電 話 044-200-2182

F A X 044-200-3904

電子メールアドレス 23sikin@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

平成29年3月27日(月)から

平成29年4月7日(金)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から

午後4時まで。

(3) 提出方法

持参に限る。

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 平成29年4月11日(火)

(3) その他

競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年3月27日(月)から平成29年4月7日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年4月14日(金)とします。

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールまたはF A Xにて送付してください。

(4) 質問に対する回答

平成29年4月19日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全社あて電子メール又はF A Xにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出時期

平成29年4月24日(月)午後4時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市役所第3庁舎12階財政局会議室

川崎市川崎区東田町5-4

ウ 入札金額には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(2) 入札保証金 免除します。

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明するため、次のアに掲げる書類を平成29年4月7日(金)までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

また、審査の結果は、競争参加資格確認通知書で通知します。

ア 提出書類

(ア) I R イベント運営業務実績書

イ その他

(ア) 競争入札参加資格のための書類は、提出者において作成してください。

(イ) 資料の作成に要する費用は、提出者の負担とします。

(ウ) 一度受理した書類は、返却しません。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金の要否 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所で閲覧できます。

9 その他

(1) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議

会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告（調達）第161号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年 3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び供給内容

川崎市宮前区役所庁舎ほか4施設で使用する電力の供給に関する契約

1,465,000キロワット時

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市宮前区役所まちづくり推進部総務課
川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

3 落札者を決定した日

平成29年 1月27日

4 落札者の氏名及び住所

丸紅新電力 株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役 西山 大輔

5 落札金額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

26,672,823円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告（及び公示）を行った日

平成28年12月12日

川崎市公告（調達）第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成29年度において川崎市が発注する特定調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以下「組合」という。）を含む。）に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

平成29年 3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。

2 競争入札に参加できない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにもかかわらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

- (2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表

第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

ア からキに該当する場合は1項目につき10点、クについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

エ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。

カ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

キ 川崎市優良建設業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

ク 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

(ア) 流動比率＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

流動負債

固定資産

(イ) 固定比率＝ $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

自己資本

経常利益

(ウ) 総資本経常利益率＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

総資本

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

- オ 納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
- ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- ケ 現況報告書の写し
建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

- ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)
- イ 許可・登録に関する証明書等
- ウ 登記事項証明書
- エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

- オ 納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類
- ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

- ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)
- イ 官公需共同受注規約
- ウ 組合員名簿
- エ 組合役員名簿
- オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

- ア 期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- イ 時間
午前8時から午後8時まで
- ウ 書類の郵送先
川崎市川崎区宮本町1番地
(郵便番号210-8577)
川崎市財政局資産管理部契約課
(明治安田生命ビル13階)
- エ 郵送の期間
上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(土曜、日曜日、国民の祝日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地
(郵便番号210-8577)
川崎市財政局資産管理部契約課
(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

平成29年3月27日から平成30年3月31日まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

毎月15日(申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日)までの有効な申請分を翌月1日から、登録し、平成31年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更新手続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を踏含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提示・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きょ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	その他業務
調査・測定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額
土木工事	A	7,000万円以上
	B	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,200万円未満
下水管きょ工事	A	8,000万円以上
	B	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	800万円以上 3,500万円未満
	D	800万円未満
舗装工事	A	3,500万円以上
	B	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,200万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上
	B	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,500万円未満
電気工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
空調衛生工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
水道施設工事	A	9,000万円以上
	B	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	3,000万円未満
その他の工事	等級区分なし。	

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額
回収資材購入	等級区分なし。	
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上 1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許可業種
土木工事	土木工事業
下水管きょ工事	土木工事業

舗装工事	ほ装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業
屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業又は平成28年5月31日以前に許可を取得したとび・土工工事業
軽微工事	許可を必要としない工事

川崎市公告（調達）第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成29年度において川崎市が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以下「組合」という。）を含む。）に必要な資格並びに資格審査の申請方法及び申請時期等を定めたので、令第167

条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により次のとおり公示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類別表第1のとおりとします。

- 2 競争入札に参加できない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 営業開始後1年以上を経過していない者。また、最低1期分の財務諸表を提出できない者

エ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がある者。ただし、地方税については川崎市に本店もしくは事務所がある者のみを対象とする。

オ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者に関する届出義務があるにもかかわらず届出をしていない者

カ 希望する業者区分、業種、種目に必要な許可又は認可を受けていない者

(2) 次のいずれかに該当し川崎市契約規則第2条第1項の規定により資格停止となった者は、競争入札に参加することができません。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。ただし、その事実があった後、川崎市契約規則第2条第1項の規定により市が定めた期間を経過した者については、この限りではありません。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- 3 審査基準等

川崎市競争入札参加資格審査申請書により次の事項及びその他必要な事項について、申請をする直前の営

業年度の終了日を基準日として総合的に審査し、別表第2の契約の種類及び金額に応じて定めた等級に格付けします。

(1) 工事請負契約

平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の定めるところにより、その他の審査については、市内に本社又は事業所を有する事業者について、次の項目に該当する評価を加える。

ア からキに該当する場合は1項目につき10点、クについては、平均点が75点以上10点、65点以上75点未満5点、65点未満及び点数がない場合0点とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成していること、又は同項に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用していること。

イ 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している事業者及び締結している団体に加入していること。

ウ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

エ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO9001の認証を取得していること。

オ 本社又は委任先若しくは市内の営業所がISO14001の認証を取得していること。

カ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定していること。

キ 川崎市優良建設業者表彰要綱に基づく表彰を受けてから、5年度を経過していないこと。

ク 川崎市請負工事監督規程・川崎市請負工事検査規程、川崎市上下水道局請負工事監督規程・川崎市上下水道局請負工事検査規程、川崎市交通局請負工事監督規程・川崎市交通局請負工事検査規程及び川崎市病院局請負工事監督規程・川崎市病院局請負工事検査規程に定める工事成績評定書の成績評定点の業種ごとの過去3年間における平均点。

(2) 業務委託契約並びに製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 職員数

エ 経営比率

流動資産

(ア) 流動比率＝ $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$

流動負債

固定資産

(イ) 固定比率＝ $\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$

自己資本

経常利益

(ウ) 総資本経常利益率＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} \times 100$

総資本

オ 営業年数

4 登録できる業種数

工事請負契約、業務委託契約、製造請負契約・物件買入れ契約等の各業者区分毎に6業種（最大18業種）までです。

5 申請の方法

川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)の業者登録システムを利用し、インターネットにより任意のパソコンから申請し、次の書類については、郵送により提出してください。全ての書類が6の(1)のウの書類の郵送先に到着したときに、有効な申請があったものとします。ただし、パソコンからの申請ができない場合は、申請書による申請も受け付けます。

(1) 工事請負契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 建設業許可証明書

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

ク 業種「軽微」を希望する場合を除き、有効期限内の「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書の写し」（必ず総合評定値（P）の記載の入ったもの）

ケ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

コ 直前2年（設立2年を経過していない法人にあっては、直前の年）分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(2) 委託契約

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要（用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。）

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（個人経営者に限る。）

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

ケ 現況報告書の写し

建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント希望者のみ。

(3) 製造請負契約・物件買入れ契約等

ア 誓約書、使用印鑑届・委任状及び会社概要(用紙は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。)

イ 許可・登録に関する証明書等

ウ 登記事項証明書

エ 市区町村長の発行する身分証明書並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(個人経営者に限る。)

オ 納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 使用されている者が健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の被保険者であることを証する書類

ク 直前2年(設立2年を経過していない法人にあつては、直前の年)分の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(4) 組合の申請

組合が申請する場合には、上記(1)、(2)、(3)の提出書類のほかに次の書類も提出してください。

ア 設立認可の証明書(官公需適格組合証明書)

イ 官公需共同受注規約

ウ 組合員名簿

エ 組合役員名簿

オ 組合定款

6 申請の時期等

(1) インターネットによる申請の場合

ア 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

イ 時間

午前8時から午後8時まで

ウ 書類の郵送先

川崎市川崎区宮本町1番地(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課(明治安田生命ビル13階)

エ 郵送の期間

上記アに同じ

(2) 申請書による申請の場合

ア 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(土曜、日曜日、国民の祝日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日を除く。)

イ 時間

午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで

ウ 申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地(郵便番号210-8577)

川崎市財政局資産管理部契約課(明治安田生命ビル13階)

エ 申請書の入手方法

平成29年3月27日から平成30年3月31日まで(土曜日、日曜日、国民の祝日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日を除く。)の間、川崎市財政局資産管理部契約課で午前9時から午前11時まで、午後1時から午後4時まで販売します。

7 工事の希望業種に対応する建設業の許可

希望業種に対応する建設業の許可は別表第3のとおりとします。

8 資格審査結果の通知

メール又は郵送により通知します。

9 資格の有効期間

毎月15日(申請期間中の15日が土曜日、日曜日、国民の祝日の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日)までの有効な申請分を翌月1日から、登録し、平成31年3月31日まで有効とします。

また、競争入札参加資格を得ている者が、新たに業種の追加申請を行う場合も同様とします。

10 資格の更新手続

別に公示します。

11 申請後に変更が生じた場合について

申請書を提出した後、途中で競争入札参加資格の辞退、又は登記事項及び申請書記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。

また、登録後、登録内容に変更が生じた場合には、6により速やかに変更申請を行ってください。なお、業種の追加を踏含まない変更申請については、通年で申請できます。

12 その他

申請書は、日本語で作成してください。なお、提出・提示書類等で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を添付してください。

別表第1 調達をする建設工事、役務又は物品等の種類

1 工事請負契約

希望業種			
土木工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	ガラス工事
下水管きょ工事	機械工事	内装工事	左官工事
舗装工事	通信工事	建具工事	屋根工事
建築工事	消防工事	さく井工事	大工工事
電気工事	塗装工事	タイル・れんが工事	鉄筋工事
空調・衛生工事	とび・土工工事	熱絶縁工事	清掃施設工事
水道施設工事	防水工事	板金工事	解体工事
造園工事	管内更生工事	石工事	軽微工事

2 業務委託契約

希望業種	
建築設計	医療関連業務
設備設計	電算関連業務
建設コンサルタント	不動産鑑定
地質調査	廃棄物関連業務
測量	倉庫・運送業務
補償コンサルタント	クリーニング業務
警備	旅行業
建物清掃等	保険業
屋外清掃	給食調理業務
施設維持管理	その他業務
調査・測定	

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

希望業種		
印刷・軽印刷	消防・防災用品	書籍・楽器類
青写真	水道用品	原材料
時計・貴金属	自動車	園芸・動物
看板・標識	船舶・航空機	日用品雑貨
文具・事務機器	電車用品	食料品
コンピュータ	燃料・油脂類	リース
医療機器	家具・装飾	複写サービス
計測機器・光理化学機器	衣料用品	その他の物品販売
厨房機器	薬品	回収資材購入
産業機器	教材	
家電・通信機器	スポーツ用具	

別表第2 契約の種類ごとの金額に対応する等級区分

1 工事請負契約

種別	等級	発注標準金額
土木工事	A	7,000万円以上
	B	2,500万円以上 7,000万円未満
	C	1,200万円以上 2,500万円未満
	D	1,200万円未満
下水管きょ工事	A	8,000万円以上
	B	3,500万円以上 8,000万円未満
	C	800万円以上 3,500万円未満
	D	800万円未満
舗装工事	A	3,500万円以上
	B	1,200万円以上 3,500万円未満
	C	1,200万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上
	B	8,000万円以上 3億5,000万円未満
	C	1,500万円以上 8,000万円未満
	D	1,500万円未満
電気工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
空調衛生工事	A	6,000万円以上
	B	1,800万円以上 6,000万円未満
	C	1,800万円未満
水道施設工事	A	9,000万円以上
	B	3,000万円以上 9,000万円未満
	C	3,000万円未満
その他の工事	等級区分なし。	

2 業務委託契約

等級区分なし。

3 製造請負契約・物件買入れ契約等

種別	等級	発注標準金額
回収資材購入	等級区分なし。	
回収資材購入以外の製造請負・物件買入れ等	A	1,500万円以上
	A、B	500万円以上 1,500万円未満
	A、B、C	500万円未満

別表第3 希望業種に対応する建設業の許可

希望業種	許可業種
土木工事	土木工事業
下水管きょ工事	土木工事業

舗装工事	ほ装工事業
建築工事	建築工事業
電気工事	電気工事業
空調衛生工事	管工事業
水道施設工事	水道施設工事業
造園工事	造園工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
機械工事	機械器具設置工事業
通信工事	電気通信工事業
消防工事	消防施設工事業
塗装工事	塗装工事業
とび・土工工事	とび・土工工事業
防水工事	防水工事業
管内更生工事	管工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
内装工事	内装仕上工事業
建具工事	建具工事業
さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが工事	タイル・れんが・ブロック工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
板金工事	板金工事業
石工事	石工事業
ガラス工事	ガラス工事業
左官工事	左官工事業
屋根工事	屋根工事業
大工工事	大工工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業又は平成28年5月31日以前に許可を取得したとび・土工工事業
軽微工事	許可を必要としない工事

川崎市公告（調達）第164号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

関東広域情報ネットワーク用機器の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎7階 ほか

(3) 履行期間

平成29年7月1日から平成34年6月30日まで

(4) 調達物品の概要

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年で2件以上、国または地方公共団体において、種類及び規模をほぼ同じくする契約締結し、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

(5) この調達物品の納入後、本市の求めに応じてアフターサービスを提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び契約実績を証する書類（契約書の写し等）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2856（直通）、

FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年3月27日から平成29年4月5日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) におい

て、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年4月7日 午後1時から午後5時まで

ただし、請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年3月27日から平成29年4月10日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年4月12日午後5時までに、入札参加資格を有する者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、1円未満の端数を切り捨てた月額(税抜)に60を乗じた契約総額をもって行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年4月18日 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階
災害対策本部事務局室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 関連情報を入手するための窓口は「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第165号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 3月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量（第3四半期）の売却
- (2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課：
川崎市川崎区東田町5番地4
- (3) 引渡期間 契約日から平成29年6月30日まで
- (4) 概 要 平成28年10月1日から平成28年12月31日までに本市で発生した新エネルギー等電気相当量の売却
売却量 4,025,000kWh

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に搭載するための申請をしていること。
- (4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成27年7月24日経済産業省令第58号）に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。
- (5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行う

ための電子口座を保有していること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 羽入、松本、加藤
電話 044-200-2588（直通）
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
平成29年3月27日（月）から
平成29年4月7日（金）
9時から17時まで（土、日曜日及び12時から13時の間は除く。）
- (3) 提出方法
持参又は郵送。
ただし、郵送の場合は4月6日（木）までに届くこととし、不備がないこと。

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類

イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明可能な書類

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年4月18日（火）までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年4月18日（火）9時から17時まで（12時から13時の間は除く。）

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年4月18日（火）から平成29年4月21日（金）9時から17時まで（12時から13時の間は除く。）

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3 (1) に同じ

(4) 回答方法

平成29年4月26日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 平成29年5月1日(月)
10時30分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送については、4月28日(金)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席すること。

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1kWhあたりの単価を入札書(見積書)に記載すること。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第166号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 地方卸売市場南部市場水産仲卸棟屋上
防水改修その他設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
- (3) 履行期間 平成29年10月16日限り
- (4) 委託概要 屋上防水改修その他設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者(業務経験5年以上)

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届(技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話: 044-200-2966

(一般競争入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(2) 配布、提出期間

平成29年 3月27日 (月) から平成29年 3月31日 (金) まで (午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、参加申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-2964

(2) 受付期間

平成29年 4月6日 (木) から平成29年 4月7日 (金) まで (午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>) の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた

全ての者に対し、平成29年 4月12日 (水) までに文書 (電子メール又はFAX) で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年 4月24日 (月) 午後2時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3

第4庁舎4階第6会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定め

るところによります。

- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告（調達）第167号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 下沼部小学校ほか2校囲障改修その他設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中区下沼部1955番地ほか2か所
- (3) 履行期間 平成29年 7月31日限り
- (4) 委託概要 囲障改修の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主

任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>) の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (2) 配布、提出期間

平成29年 3月27日（月）から平成29年 3月31日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

（明治安田生命川崎ビル9階）

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-2964

- (2) 受付期間

平成29年 4月6日（木）から平成29年 4月7日（金）まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。（川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>) の「入札情

報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、平成29年4月12日(水)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年4月24日(月)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町3番地3

第4庁舎4階第6会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者としします。ただし、入札価格が著しく低い場合は、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

税 公 告

川崎市税公告第41号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第42号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税告示第43号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、次により平成29年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、平成29年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

平成29年3月3日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 縦覧の期間

平成29年4月3日から平成29年5月1日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

- (1) 資産(土地・家屋)の所在する区が川崎区又は幸区の場合

川崎市かわさき市税事務所資産税課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
3階

- (2) 資産(土地・家屋)の所在する区が中原区の場合
川崎市みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室資産
税担当

川崎市中原区小杉町3丁目245番地 中原区役所
3階

- (3) 資産(土地・家屋)の所在する区が高津区又は宮
前区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所資産税課

川崎市高津区下作延2丁目7番60号

- (4) 資産(土地・家屋)の所在する区が多摩区又は麻
生区の場合

川崎市しんゆり市税事務所資産税課

川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号

新百合トウェンティワン5階

(別紙省略)

川崎市税公告第44号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第45号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第46号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第47号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第48号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第49号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成29年 3月14日

川崎市長 福 田 紀 彦

年 度	税 目	期 別	この公告による変更する納期限	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税（普通徴収）	2月随時分	平成29年 3月31日 2月随時分	計19件
平成28年度 (平成27年度課税分)	市民税・県民税（普通徴収）	2月随時分	平成29年 3月31日 2月随時分	計 1 件

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第6号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年 3月 1 日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

- 指定番号 第1532号
氏名又は名称 株式会社松浦設備
住 所 横浜市磯子区久木町14番9号
クリオ久木101号
代表者氏名 松浦 公二
指定年月日 平成29年 2月27日
- 指定番号 第1533号
氏名又は名称 工藤企画サービス
住 所 相模原市中央区光が丘2丁目28番
11号
代表者氏名 工藤 博
指定年月日 平成29年 2月27日
- 指定番号 第1534号
氏名又は名称 株式会社イーメンテナンス
住 所 東京都文京区千駄木二丁目34番
6-305号
代表者氏名 中澤 将彦
指定年月日 平成29年 2月27日
- 指定番号 第1535号
氏名又は名称 有限会社新井設備事務所
住 所 川崎市中原区今井西町17番
5-402号レシオン武蔵小杉B棟
代表者氏名 新井 康哲
指定年月日 平成29年 2月27日
- 指定番号 第1536号

氏名又は名称 富士総合設備株式会社

住 所 東京都八王子市絹ヶ丘一丁目1番
8号

代表者氏名 高橋 盛二郎

指定年月日 平成29年 2月27日

6 指定番号 第1537号

氏名又は名称 三共住販株式会社

住 所 横浜市港南区港南台一丁目10番2号
川之上ビル壱番館2階

代表者氏名 村岸 市郎

指定年月日 平成29年 2月27日

川崎市上下水道局告示第7号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年 3月 1 日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 正 典

- 指定番号 第898号
氏名又は名称 株式会社大羽工業所
住 所 （新）東京都杉並区高円寺南四丁目
40番17号モンコトー1階
（旧）東京都杉並区高円寺南四丁目
37番23号
代表者氏名 大羽 實
変更年月日 平成28年11月 1 日
- 指定番号 第1516号
氏名又は名称 株式会社総栄
住 所 （新）神奈川県茅ヶ崎市堤1628番地
（旧）神奈川県茅ヶ崎市堤2907番地
4 F
代表者氏名 上原 総栄
変更年月日 平成28年12月 1 日
- 指定番号 第204号
氏名又は名称 株式会社坂本商会
住 所 川崎市中原区下小田中六丁目 9 番

33号

代表者氏名 (新) 坂本 亮
(旧) 坂本 清治
変更年月日 平成28年10月27日

川崎市上下水道局告示第8号

収納取扱金融機関の変更について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関を次のとおり変更し、平成29年3月13日から公金の収納事務を取り扱うこととしましたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

平成29年3月6日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

変更前

指定番号	金融機関の名称	取扱店舗
47	横浜中央信用組合	本店又は支店

変更後

指定番号	金融機関の名称	取扱店舗
47	横浜幸銀信用組合	本店又は支店

上下水道局公告**川崎市上下水道局公告第21号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月7日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 新川下水幹線その10工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区新川通地内
	履 行 期 限 契約の日から260日間
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 オ 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されている者。 カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 (2) 共同企業体の代表者に必要な条件 ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月12日午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp
(案件2)	
競争入札に付する事項	件 名 潮見台配水所配水池耐震補強工事
	履 行 場 所 宮前区潮見台4-1（潮見台配水所内）
	履 行 期 限 契約の日から685日間
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている3者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」及び「構成員3」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を15%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 共同企業体の資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (エ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者 (オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 イ 共同企業体の代表者に必要な条件 (ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (イ) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「水道施設」の総合評定値が1200点以上であること。 (ウ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (エ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (オ) R C 構造物の耐震補強工事の元請としての完工実績を平成13年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件 (ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (イ) 平成29・30年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「水道施設」の総合評定値が1000点以上であること。

参 加 資 格	(ウ) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (エ) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 エ 共同企業体の構成員 3 に必要な条件 (ア) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (ウ) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (エ) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 (2) 単体企業の資格条件 上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月12日午後5時（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。 (4) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月14日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 梶ヶ谷地区下水枝線第1号工事
	履 行 場 所 川崎市高津区梶ヶ谷6丁目地内
	履 行 期 限 契約の日から240日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月10日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 田島町地区ほか下水枝線第101号工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区田島町、渡田東町地内ほか
	履 行 期 限 契約の日から255日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条 (1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書（誓約書）」を提出してください。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月10日午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月14日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 平成29年度事業場下水分析業務委託
	履 行 場 所 川崎市公共下水道処理区域内
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「計量証明」に登録されている者。 (5) 平成14年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した事業場下水分析の元請としての履行完了実績を有すること。 (6) 計量法に基づく計量証明事業〔濃度（水質）〕に登録していること。 (7) 業務責任者及び主任技術者を各1名配置できること。また、主任技術者は環境計量士として登録していること。 (8) 試料の授受を市内にある受託者の事業所で行うこと。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年4月6日午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 平成29年度入江崎総合スラッジセンター排ガスその他測定業務委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 限 契約の日から平成30年 3月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「計量証明」に登録されている者。 (4) 計量法に基づく特定計量証明事業者の認定(認定の区分に水又は土壌中のダイオキシン類の濃度及び排ガスを含む大気中のダイオキシン類の濃度を含むこと。)を受け、かつ計量証明事業(登録区分に濃度及び特定濃度を含むこと。)に登録していること。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年4月6日午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 長沢浄水場 浄水管理棟給排水その他設備改修工事設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区三田 5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 限 契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「設備設計」、種目「空調・衛生設備」に登録されている者。 (4) 業務責任者は、「一級建築士」、「設備設計一級建築士」または「建築設備士」のいずれかの資格を有し、受注者に直接的かつ恒常的に雇用されている者を配置すること。 (5) 作業従事者として次の者を配置すること。なお、ア及びイは兼務できません。また、業務責任者との兼務もできません。 ア 機械担当作業従事者として、「一級建築士」、「設備設計一級建築士」または「建築設備士」のいずれかの資格を有し、受注者に直接的かつ恒常的に雇用されている者。 イ 建築担当作業従事者として、「一級建築士」の資格を有し、受注者に直接的かつ恒常的に雇用されている者。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年4月6日午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の可決により生じます。 川崎市ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月1日

川崎市交通事業管理者
交通局長 飯塚 哲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
車両清掃業務委託
- (2) 履行場所
川崎市交通局が指定する場所
- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 委託概要
バス車両の清掃及び車内シートクリーニング業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建物清掃等」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年3月1日から平成29年3月8日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年3月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 車両係 石沢
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月22日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

(4) 本調達が契約された場合、直接関連する他の委託契約を本調達の契約業者と随意契約により締結する予定があります。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程及び川崎市財政局ホームページ「入札情報かわさき」の「公契約関係」から、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」をご覧ください。

川崎市交通局公告第41号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月1日

川崎市交通事業管理者
交通局長 飯 塚 哲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

営業所応急車賃貸借保守
(塩浜営業所・鷺ヶ峰営業所)

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成29年5月1日から平成35年4月30日まで

(4) 物品の特質等

仕様書で定めるとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「リース」、種目「車両」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年3月1日から平成29年3月8日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年3月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 管理担当 小坂
電話 044-200-3235

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法
総価で行います。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年3月22日 午前10時00分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法
持参
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

- (1) 契約保証金
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。
- (4) 川崎市交通局は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約の変更又は解除をすることができるものとします。また、上記変更又は解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補填を川崎市交通局に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

るものとします。

川崎市交通局公告第42号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月2日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平成29年度広告物、絵画等取付・取外業務委託
- (2) 履行場所
上平間営業所、塩浜営業所、井田営業所、鷺ヶ峰営業所、菅生営業所
- (3) 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 委託概要
バス車内額面及び車内ちらし広告並びにギャラリーバス車内絵画等の取付作業及び取外作業を行う。また、詳細については仕様書による。
- (5) 予定作業数
83,689作業
注) 予定作業数は、あくまで予定でありこれを保証するものではありません。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」、地域区分「市内」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228
- (2) 提出期間
平成29年3月2日から平成29年3月9日までの午

前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年3月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課 営業企画担当 山口
電話 044-200-2491

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

1 作業当たりの単価に予定作業数を乗じた総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年3月23日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成29年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市交通局公告第43号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

鷲ヶ峰営業所構内及び溝口駅南口車両誘導業務委託

(2) 履行場所

鷲ヶ峰営業所構内及び溝口駅南口

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「警備」、種目「人的警備」及び「駐車場管理」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。同申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 9 階
企画管理部経理課 契約担当 森
電話 044-200-3228

(2) 提出期間

平成29年 3 月10日から平成29年 3 月16日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。

※ 3 により所定の書類を提出した者には、3 (2) の期間中、無料で交付します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年 3 月17日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 運輸係 川田
電話 044-200-3231

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2 の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年 3 月24日 午後 1 時30分
イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8 階
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める

入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、平成29年第 1 回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3 (1) の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3 (1) に同じです。

(4) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程及び川崎市財政局ホームページ「入札情報かわさき」の「公契約関係」から、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」をご覧ください。

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第 5 号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第 3 項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年 3 月 7 日

川崎市消防長 田 中 経 康

訓練 1	日 時	平成29年 3 月15日（水） 9 時30分～ 12時00分
	場 所	川崎市高津区新作 1 丁目20番 1 号 橘処理センター
	消防隊数	消防隊 8 隊 救急隊 4 隊 計 12隊

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第7号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成29年3月8日

川崎市教育委員会 教育長 渡 邊 直 美

1. 日 時 平成29年3月15日(水) 14:00から
2. 場 所 教育文化会館 第6会議室
3. 議 事

議案第76号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第77号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第78号 川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第79号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第80号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第81号 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第82号 川崎市立学校における教育の情報化推進計画(案)について

議案第83号 人事について

4. その他報告等

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成29年3月2日

川崎市選挙管理委員会 委員長 笠 原 勝 利

- 1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請

求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24,318人

- 2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

251,983人

- 3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 61,770人

幸 区 44,834人

中原区 68,373人

高津区 62,135人

宮前区 62,017人

多摩区 58,206人

麻生区 47,956人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

202,644人

監 査 訓 令

川崎市監査訓令第1号

川崎市監査事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月10日

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 植 村 京 子

同 坂 本 茂
同 織 田 勝 久

川崎市監査事務処理規程の一部を改正する訓令
川崎市監査事務処理規程（昭和52年川崎市監査訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に後段として次のように加える。

なお、この規程に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の監査基準等を参考にするものとする。

第7条中「都市監査基準準則（昭和60年8月29日全国都市監査委員会制定）別項に」を「全国都市監査委員会が」に改める。

第12条の見出しを「(弁明、見解等の聴取)」に改め、同条中「必要がある場合は」を「原則として」に、「前に監査結果を」を「前に、」に、「に講評し、これに対する意見を聴取するものとする」を「から弁明、見解等を聴取しなければならない」に改める。

第13条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び公金の収納支払事務監査」、「又は公企法第27条の2第2項」及び「又は監査」を削り、「、市長及び企業管理者」を「及び市長」に改め、同条の次に次の2号を加える。

(8) 法第235条の2第2項の規定による公金の収納支払事務監査 法第235条の2第3項の規定により、監査の結果に関する報告を市議会及び市長に提出する。

(9) 公企法第27条の2第1項の規定による公金の収納支払事務監査 公企法第27条の2第2項の規定により、監査の結果に関する報告を市議会、市長及び企業管理者に提出する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

監 査 公 表

29川監公第3号

平成29年3月27日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔
同 植 村 京 子
同 坂 本 茂
同 織 田 勝 久

定期（財務）監査の結果

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

経済労働局、健康福祉局、教育委員会事務局

3 監査の範囲

平成27年度及び28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成28年12月1日から29年3月10日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

(1) 徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行うべきもの

経済労働局国際経済推進室では、夏休みに小学生の親子が参加できる環境学習のイベントを開催し、参加料を徴収している。

参加料の徴収事務についてみたところ、市の歳入として計上されていたものの、金額を定めた要綱等はなく、また、徴収すべき金額に係る決裁もなされていなかった。

徴収すべき金額に係る意思決定を適切に行われたい。

（経済労働局国際経済推進室）

(2) 債権管理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第56条第1項によると、納期限内に納入すべき金額を完納しない者があるときは、滞納整理簿に必要な事項を記録しなければならないとされており、川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

しかしながら、債権管理についてみたところ、次の事例があったので、債権の管理を適正に行われたい。

ア 生活資金貸付金返還金の未納分について、年度別の総額は把握していたものの、個別の債務者の

未納額、督促状の送付状況等を把握していなかった事例

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

イ 督促状の送付状況、折衝経過等を記録していなかったことにより、債権の状況を把握していなかった事例

(ア) 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、排水管工事負担金

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 使用料自己負担分(しいのき学園、南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)、保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育センター)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

ウ 督促状を発していなかった事例

(ア) 市民農園利用料、地域交流農園貸付料

(経済労働局都市農業振興センター農業振興課)

(イ) 売店使用料、電気・水道料金収入

(経済労働局公営事業部総務課)

(ウ) シルバーハウジング事業収入

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 職員健康保険料納付金、職員介護保険料納付金、職員厚生年金保険料納付金

(健康福祉局長寿社会部介護保険課)

(オ) 使用料自己負担分(めいぼう)、障害者自立支援給付費等返還金

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(カ) 授産事業収入

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(キ) 平成27年度地域の寺子屋事業保険料収入

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 不納欠損処分を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、必要な不納欠損処分を適正に行われたい。

ア 折衝経過を記録していなかったために、時効中断の有無が不明であり、不納欠損処分を行わなければならないとなった事例

(ア) 高齢者世帯住替え家賃助成費返還金、高齢者福祉手当返還金

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 保護者給食費自己負担金(南部地域療育センター、中部地域療育センター、北部地域療育セ

ンター)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(ウ) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業負担金、ホームヘルパー利用者負担金、ガイドヘルパー利用者負担金

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 難病患者等居宅生活支援事業、特定疾患療養費返還金、難病患者等ホームヘルプサービス自己負担分

(健康福祉局保健所健康増進課)

(オ) 職員健康保険料納付金、通勤手当戻入、過年度報酬戻入

(教育委員会事務局職員部勤労課)

イ 不納欠損処分の手続を行っていなかった事例

(ア) 売場使用料、倉庫使用料、行政財産使用料、延滞金、電気料納付金

(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

(イ) シルバーハウジング事業収入

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 居宅生活支援費返還金

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 授産事業収入

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(4) 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第25条によると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、次世代産業推進室、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、長寿社会部介護保険課、障害保健福祉部精神保健課、同井田障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同生活衛生課、同食品安全課、同動物愛護センター、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局総務部庶務課、学校教育部指導課、生涯学習部生涯学習推進課、同文化財課、同川崎図書館、同麻生図書館、小田小

学校、浅田小学校、新町小学校、東小倉小学校、日吉小学校、南加瀬小学校、玉川小学校、梶ヶ谷小学校、鷺沼小学校、東菅小学校、富士見中学校、御幸中学校、金程中学校、橘高等学校、高津高等学校)

また、相当長期間（６か月以上）にわたり予算執行同を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

（経済労働局産業振興部商業振興課、労働雇用部、健康福祉局総務部施設課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同障害者雇用・就労推進課、同精神保健福祉センター、保健医療政策室、保健所医事・薬事課、同感染症対策課、教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、教育環境整備推進室、学校教育部健康教育課、新作小学校、聾学校）

(5) 軽易工事及び物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務分掌規則（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、建物等の小破修繕（以下「軽易工事」という。）や物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。また、学校における物品の調達で定められた金額を超える契約については財政局資産管理部契約課又は教育委員会事務局総務部学事課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

軽易工事及び物品購入に関する契約事務についてみたところ、次のような事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

ア 軽易工事の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき工事について分割して起案し、軽易工事として所管する部署で契約していた事例

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）

イ 物品購入の契約を適正に行うべきもの

一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例

（経済労働局産業政策部消費者行政センター、公営事業部総務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同医事・薬事課、教育委員会事務局職員部教職員課、同勤労課、総合教育センター総務室、川崎小学校、東生田小学校、金程小学校、玉川中学校、今井中学校、稲田中学校）

(6) 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの

所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項によると、同項各号に掲げる報酬等の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。

しかしながら、次の事業に係る支出についてみたところ、所得税法に基づいた源泉徴収を行っていない事例があったので、源泉徴収事務を適正に行われたい。

ア 個人事業主である弁護士に対する委託料の支払に際し、所得税法第204条第1項による源泉徴収を行っていない事例

（経済労働局産業振興部工業振興課）

イ 麻生区地域自立支援協議会ネットワーク連携委員会「地域福祉交流講座」講師謝礼について所得税法第204条第1項第1号に規定する講演料を、交通費実費相当分であるとして源泉徴収を行っていない事例

（健康福祉局地域包括ケア推進室）

(7) 補助金の交付手続を適正に行うべきもの

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第6条によると、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとされている。

川崎市施設外就労促進事業運営費補助金についてみたところ、補助金交付申請者へ決定内容等が通知されていなかった。

補助金の交付手続を適正に行われたい。

（健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課）

(8) 前渡金管理を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第94条第1項によると、資金の前渡を受ける者は、その取扱いに係る現金を直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

教育委員会事務局学校教育部指導課の報償費として支出した前渡金の一部が振込不能となったにもかかわらず、その後の対応を怠ったため、およそ3か月間にわたり金融機関に滞留したままとなっており、その事実を把握していなかった。

前渡金管理を適正に行われたい。

（教育委員会事務局学校教育部指導課）

(9) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等が資金を立て替えて支払う立替払は認められていない。

しかしながら、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課における保険料について、また、麻生図書館における臨時的任用職員の賃金について、相当期間にわたり職員による立替が行われていた事例があった。

前渡金の事務処理を適正に行われたい。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課、同麻生図書館)

(10) 協定書の管理を適切に行うべきもの

地方自治法第234条の2第1項によると、普通地方公共団体が契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。また地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項によると、当該検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

社会福祉施設整備資金貸付原資融資に係る損失補償について、市が融資元金融機関との間に締結した基本協定書のうち市が保管すべきものが所在不明になっており、損失が発生し補償を要する場合に協定の適正な履行を確保するための検査が不可能な状態になっていた。

協定書の管理を適切に行われたい。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課、障害保健福祉部障害計画課)

(11) 金券等の管理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則(昭和39年規則第32号)第54条及び川崎市物品会計規則施行細則によると、受入後直ちに消費するものであっても、印紙、切手、プリペイドカード等(以下「金券等」という。)については、出納手続及び帳簿の登載を省略できないとされている。

金券等の管理状況をみたところ、平成27年度に購入したプリペイドカードについて、納品後直ちに使用することを理由として出納手続及び帳簿の登載を行っていなかった。

平成26年度の定期監査においても金券等の管理について指摘しており、特に適正に行われたい。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課)

(12) 財産管理事務を適切に行うべきもの

地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされており、川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第18条によると、部局長は、その所管に属する公有財産の管理に当たっては、適宜現況調査を行うとともに、

公有財産の使用目的及び使用状況の適否など管理上必要な事項に留意しなければならないとされている。

公有財産の管理についてみたところ、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設を建設するための土地として無償で普通財産を貸与している事例について、市が保管すべき使用貸借契約に係る書類が所在不明となっていた。当該書類は、当該土地の権利義務関係を証する重要な書類である。

契約書の適切な管理を含め、財産管理事務を適切に行われたい。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

(13) 組織間で連携して備品管理を適正に行うべきもの

川崎市物品会計規則第59条によると、物品管理者は、備品整理簿を備えて整理しなければならないとされている。

しかしながら、次の事例があったので、今後の出納手続漏れを防ぐ対策をとるとともに、組織間で連携して備品整理簿と現物の不一致を是正し、適正な備品管理を行われたい。

ア 指定管理者制度導入施設の増加等の組織改正に係る備品整理が不十分であったことなどから、備品の所管、所在等の現況が備品整理簿に反映されていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害者雇用・就労推進課)

イ 校舎の増改築、再整備等に伴い備品が必要となる場合に、一括して備品を購入している教育委員会事務局教育環境整備推進室において、各学校への保管換えの手続が漏れたものについて、現物を配置した学校を把握しておらず、所在が確認できなかった事例

(教育委員会事務局教育環境整備推進室)

(14) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 収納金の払込方法を検討すべきもの

複写機の利用に係る収納金の払込方法について、川崎市金銭会計規則施行細則と川崎市立図書館利用者複写サービス取扱要綱で取扱に不整合のあった事例

(教育委員会事務局生涯学習部川崎図書館、同幸図書館、同中原図書館、同高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

イ 契約書に特約条項を記載すべきもの

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の

減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

(経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センター、公営事業部総務課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、地域包括ケア推進室)

- ウ 契約において消費税額を明確にすべきもの
非課税取引には該当しないものについて、契約において消費税額を明確にしていなかった事例
(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

- エ 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例
(経済労働局公営事業部総務課)

(イ) 物品不用処分の手続を行っていない事例
(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、同介護保険課、保健所感染症対策課、健康安全研究所、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局学校教育部指導課、川崎高等学校)

(ウ) 所在が不明となっていた事例
(経済労働局中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、障害保健福祉部障害福祉課、同百合丘障害者センター、保健所環境保健課、同生活衛生課)

(エ) 保管換えの手続を行っていない事例
(経済労働局産業振興部工業振興課、健康福祉局総務部庶務課、同施設課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課、同指導課、生涯学習部生涯学習推進課)

(オ) 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていない事例

(経済労働局産業政策部企画課、同消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、同観光プロモーション推進課、都市農業振興センター農業振興課、次世代産業推進室、労働雇用部、中央卸売市場北部市場管理課、健康福祉局総務部庶務課、同企画課、同施設課、同臨時福祉給付金担当、地域福祉部長寿医療課、同収納管理課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健医療政策室、保

健所健康増進課、同感染症対策課、教育委員会事務局総務部庶務課、職員部教職員課、同勤労課、学校教育部指導課)

(カ) 使用者変更の手続を行っていない事例

(健康福祉局総務部庶務課、同企画課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同高齢者在宅サービス課、保健所感染症対策課、教育委員会事務局職員部教職員課、同勤労課、学校教育部指導課、同麻生区・教育担当、生涯学習部中原図書館、同多摩図書館)

(キ) 備品使用票を貼付していなかった事例

(教育委員会事務局学校教育部指導課)

オ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続を行っていないことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

(経済労働局産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、健康福祉局総務部庶務課、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課、同精神保健福祉センター、同井田障害者センター、同百合丘障害者センター、保健所健康増進課、同環境保健課、同医事・薬事課、同感染症対策課、看護短期大学事務局総務学生課、教育委員会事務局総務部庶務課、職員部勤労課、学校教育部健康教育課、川崎高等学校)

カ 所在が不明となった本の除籍処理を適切に行うべきもの

所在が不明となった本について、作業誤り等により適切に除籍処理が行われていなかった事例

(教育委員会事務局生涯学習部高津図書館、同宮前図書館、同多摩図書館、同麻生図書館)

キ 会計職員について任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員を任命していなかった事例

(経済労働局産業政策部企画課、国際経済推進室、産業振興部工業振興課、同観光プロモーション推進課、次世代産業推進室、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、生活保護・自立支援室、長寿社会部高齢者在宅サービス課、教育委員会事務局総務部庶務課、教育環境整備推進室、生涯学習部川崎図書館、同多摩図書館、総合教育センター総務室)

(イ) 金銭出納員を置くこととされていない部署で金銭出納員を任命していた事例

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

(ウ) 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命

していた事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同長寿医療課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健所医事・薬事課、教育委員会事務局学校教育部健康教育課、中学校給食推進室、生涯学習部麻生図書館)

(エ) 金銭出納員、金銭取扱員、物品出納員、物品取扱員又は物品受入検査員について任命又は解任の手続が完了していなかった事例

(経済労働局産業政策部消費者行政センター、産業振興部工業振興課、同商業振興課、都市農業振興センター農業振興課、同農地課、同農業技術支援センター、労働雇用部、公営事業部総務課、同業務課、中央卸売市場北部市場業務課、健康福祉局総務部臨時福祉給付金担当、生活保護・自立支援室、地域包括ケア推進室、長寿社会部高齢者事業推進課、同介護保険課、教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当、職員部教職員課、学校教育部指導課、同幸区・教育担当、同多摩区・教育担当、生涯学習部麻生図書館、総合教育センター情報・視聴覚センター、川崎高等学校、総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校)

定期(工事)監査の結果

1 監査の種別

定期(工事)監査

2 監査の対象

環境局、建設緑政局、港湾局

3 監査の範囲

平成26年度及び27年度に完了した工事及び工事関連の設計等業務委託

4 監査の期間

平成28年10月3日から29年3月10日まで

5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託357件のうち、工事47件、業務委託13件、合計60件について、工事に関する事務等が適正かつ効率的に執行されているか、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、局別の監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2による。

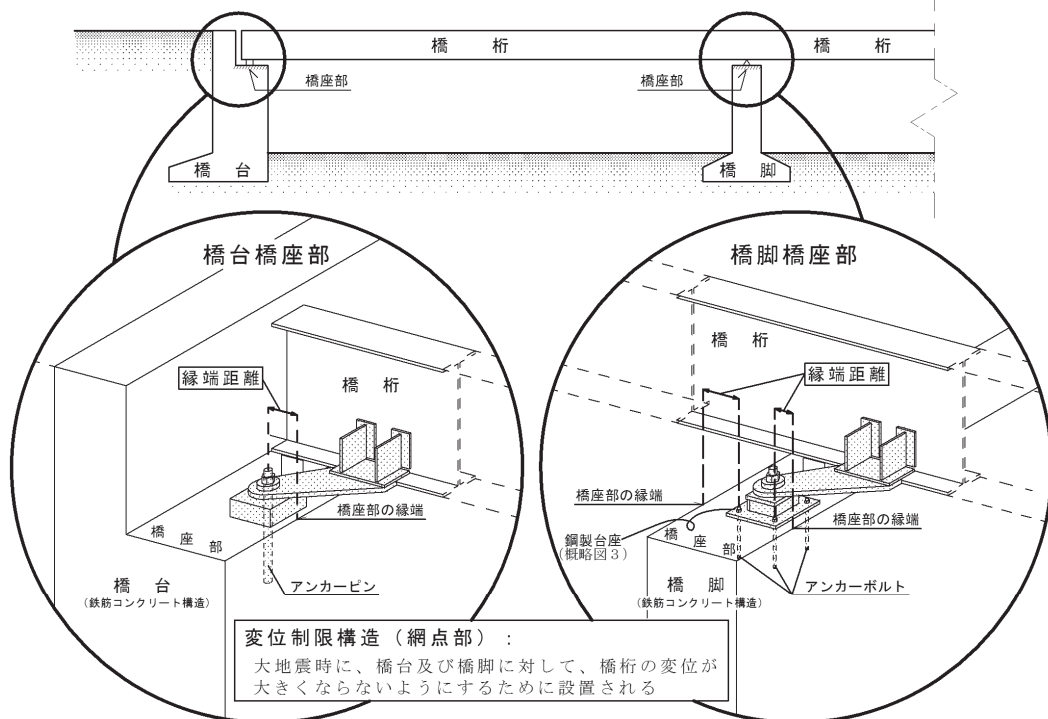
6 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

(1) 橋梁耐震補強工事において設計及び監督を適切に行うべきもの

本工事は、扇町跨線橋において、兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のような大地震後に橋としての機能を速やかに回復できるよう、落橋防止システムとは別に、変位制限構造(概略図1参照)の設置等を行う工事である。

このうち、橋台及び橋脚の橋座部に設置された変位制限構造は、道路橋示方書・同解説(公益社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)に基づき設計されていたが、取付部の設計や一部部材の溶接施工が示方書に基づいたものとなっていなかった。



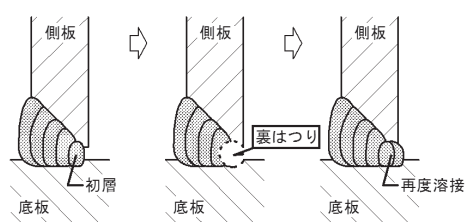
概略図 1

まず、取付け部の設計について、示方書によると、変位制限構造のアンカーピンやアンカーボルト等と橋座部の縁端との距離（以下「縁端距離」という。）は所要の距離を確保することとされている。しかしながら、設計時に適切な検討がされていなかったため、全ての変位制限構造で縁端距離が確保されない設計となっており、その縁端距離は橋台で8～51mm、橋脚で55～155mm不足していた。

縁端距離が不足する場合は大地震時にアンカーピン等の前面の橋座部にひび割れ等が生じるおそれがあることから、変位制限構造の取付位置等について適切な検討を行い、設計に反映すべきであった。

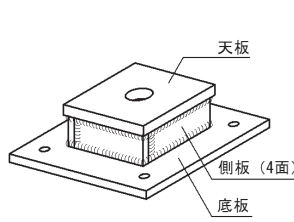
次に、溶接施工について、示方書によると、割れ

等の溶接欠陥が発生しやすい溶接層の初層を除去するため、完全溶込み溶接では裏はつりを行うこととされている（概略図2参照）。橋脚橋座部の変位制限構造の鋼製台座（概略図3参照）は、本工事の設計図では6枚の鋼板全ての接合に完全溶込み溶接を用いることとされていたが、最後に接合する鋼板の溶接では裏はつりが行えない設計となっていた。また、側板と底板の継手は、その応力条件から、示方書でも完全溶込み溶接を用いるべき継手であったが、施工時に十分な確認がなされず、示方書に基づかない裏当て金を用いた溶接（概略図4参照）が行われていた。



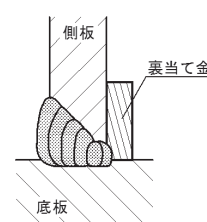
【完全溶込み溶接の工程】

概略図 2



【変位制限構造の鋼製台座】

概略図 3



【裏当て金を用いた溶接】

概略図 4

当該部の溶接については、施工時の探傷試験により溶接欠陥がないことは確認されているが、適切な施工が可能な設計図で発注するとともに、施工についても十分な確認を行うべきであった。

橋梁耐震補強工事では、既設橋の構造条件、現場条件等に応じて、部材や取付部毎に詳細な検討を要することも多いことから、示方書等の関係規定について十分に理解し、適切な設計、監督を行われたい。縁端距離が不足している変位制限構造については、大地震時にひび割れ等が生じることがないように改善されたい。

なお、橋梁耐震補強工事における変位制限構造等の取付部の設計や溶接施工については、近年、問題のある事例が全国的に確認されていることを踏まえ、設計時の留意事項等についてあらためて周知徹底を図られたい。

（工事番号23）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

(2) 適正な手続に基づき工事の着手を指示すべきもの

本工事は、別契約の東京丸子横浜線道路築造工事（以下「先行工事」という。）における関係官庁との協議により必要となった仮設信号機の設置等を行うものとして、平成27年1月に契約していたが、実際には契約の約8か月前に着手されていた。

これは先行工事の変更契約を前提として着手させていたが、受注者との協議が整わず変更契約に至らなかったため、本工事の契約に施工済みの工事を含めたことによるものであった。

あらかじめ変更契約に係る受注者との協議を整え、工事の着手を指示されたい。なお、例外的に変更契約締結前に着手させる場合は、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省土地・建設産業局建設業課策定）等を参考に、事前に契約の合意を確認されたい。

（工事番号26）（建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所）

(3) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。工事に関する事務等を適切に行うとともに、再発防止に努められたい。なお、その概要は次のとおりである。

ア 効率的、経済的な工事の執行について十分に検討すべきもの

同一のごみ焼却処理施設で、同時期に、同じ受注者に複数の工事を発注するに当たり、一体的な施工について十分な検討が行われていなかった事例

（工事番号4、7）（環境局施設部施設整備課）

イ 現行のバリアフリー関係基準の適合状況を十分に確認すべきもの

公衆トイレ改修工事の設計において、現行のバリアフリー関係基準への適合について確認が十分に行われていなかったため、オストメイト対応設備が設置されていなかった事例

(注) ここでいうバリアフリー関係基準とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に定められた、既存施設においても適合に努めるべき基準をいう。

(注) ここでいうオストメイト対応設備とは、人工肛門、人工膀胱保持者に配慮した、パウチ等を洗浄するための汚物流し等をいう。

(工事番号10) (環境局施設部施設整備課)

ウ 追加随意契約工事の積算において審査を十分に行うべきもの

追加随意契約工事の間接工事費の積算に用いる既契約工事の工事費を誤っていた事例

(注) ここでいう間接工事費とは、安全費や現場管理費など工事に間接的に必要となる経費等をいう。

(工事番号26) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

エ 再生砂の品質を確実に確認すべきもの

道路拡幅工事において、事前に土壤環境基準への適合等を確認していた出荷元以外の再生砂が使用されていたため、一部の再生砂の品質について確認が行われていなかった事例

なお、使用した再生砂が適切な品質であったことは事実判明後に確認されている。

(工事番号43) (港湾局川崎港管理センター整備課)

別表1 局別の監査実施状況

対 象 局		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
環境局	工 事	50	11,417,959	10	3,950,178
	業務委託	2	86,648	1	54,270
建設緑政局	工 事	138	13,440,280	26	9,175,713
	業務委託	80	678,244	9	49,209
港湾局	工 事	65	4,143,560	11	1,126,227
	業務委託	22	288,179	3	44,776
合 計		357	30,054,870	60	14,400,373

別表2 監査実施工事等の一覧

工事番号	件 名	履行場所	概 要	請 負 者 又は受託者	契約 方法	契約金額(円)	契約年月日	完成年月日
						当初/ (変更)		
1	仮称リサイクルパークあさお整備事業王禅寺処理センター土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか	汚染土壌掘削除去、旧処理施設地下躯体等解体撤去	五洋・重田・浅川JV	一般競争	667,800,000 (699,590,880)	H25.6.26	H26.6.13
2	リサイクルパークあさお整備事業プラザ棟衛生設備工事	川崎市麻生区王禅寺1285番地ほか	衛生器具、給排水設備設置他	(株)一本松工業	一般競争	29,160,000	H27.1.19	H27.12.22
3	加瀬クリーンセンター中規模補修工事	川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号	受入供給設備等補修	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	随意契約	50,760,000	H26.5.19	H26.9.18
4	王禅寺処理センター各炉触媒脱硝装置その他補修工事	川崎市麻生区王禅寺1285番地	脱硝触媒装置及びろ過式集じん装置補修他	荏原環境プラント(株)営業本部	随意契約	61,560,000 (72,331,920)	H26.9.8	H27.3.17
5	浮島埋立事業所トラックスケール補修工事	川崎市川崎区浮島町523番地1	トラックスケール載台交換	(株)クボタ計装	随意契約	4,752,000	H26.9.16	H26.12.19
6	堤根処理センター基幹的整備工事	川崎市川崎区堤根52番地	燃焼設備、排ガス処理設備、電気設備整備他	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	随意契約	3,037,650,000	H24.12.18	H26.9.16

7	王禅寺処理センター1、2号炉火格子補修工事	川崎市麻生区王禅寺1285番地	1、2号炉火格子補修 各36個	荏原環境プラント(株)全国営業統括部	随意契約	21,600,000	H27.9.4	H28.1.21
8	堤根処理センター2号炉ボイラー水管補修工事	川崎市川崎区堤根52番地	ボイラー水管補修12か所	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	随意契約	7,344,000	H27.9.24	H27.11.12
9	王禅寺余熱利用市民施設外壁その他改修工事	川崎市麻生区王禅寺1321番地	クラック補修、塗装改修、塗膜防水改修他	(株)イマムラ	一般競争	43,956,000 (53,466,480)	H27.9.1	H28.3.16
10	溝口駅前広場公衆トイレ改修工事	川崎市高津区溝口1-2	内外装改修、衛生器具撤去新設、配管設備改修他	(株)高姫	一般競争	25,596,000 (26,978,400)	H27.12.4	H28.3.11
11	菅生緑地西地区広場整備工事	川崎市宮前区水沢2丁目地内	樹脂系舗装164.9㎡、張芝575.6㎡、高木植栽9本他	(株)大和園	一般競争	24,238,361 (28,340,280)	H25.12.16	H26.4.30
12	菅生緑地西地区広場整備その2工事	川崎市宮前区水沢2丁目地内	撤去工、サイン1基、ピクニックテーブル3基他	(株)大和園	一般競争	2,913,750 (3,155,760)	H25.12.16	H26.4.30
13	中原平和公園ほか防災関連施設整備工事	川崎市中原区木月住吉町33-1ほか	ソーラー照明灯8基、広域避難場所標識1基他	昌栄電設(株)	一般競争	21,283,510 (22,002,840)	H26.3.24	H26.7.31
14	早野五郎池特別緑地保全地区斜面对策工事	川崎市麻生区早野地内	緑化パネル20枚、鉄筋挿入20本、植生マット145㎡他	(株)エトワール	指名競争	8,640,000 (8,723,160)	H27.12.24	H28.3.11
15	等々力・丸子橋地区周辺エリア第5期整備工事	川崎市中原区上丸子天神町地内	野球場30,893㎡、簡易水洗トイレ1基他	(株)重田組	一般競争	117,366,505 (120,700,800)	H25.11.5	H26.6.23
16	多摩川緑地上丸子天神町地区簡易水洗トイレ基盤ほか整備工事	川崎市中原区上丸子天神町地内ほか	簡易水洗トイレ基盤2基、中低木植栽180本他	(株)渡辺土木	指名競争	6,598,800 (6,912,000)	H28.1.27	H28.3.28
17	川崎国際生田緑地ゴルフ場12番ホール土留め補修工事	川崎市宮前区初山1丁目地内	コンクリート板土留め延長52.2m	(株)吉孝土建	指名競争	5,637,600 (5,410,800)	H26.11.17	H27.3.13
18	道路照明設置その5工事	川崎市中原区上平間1470番地先	道路照明設置38基、道路照明撤去27基	矢島建設工業(株)	一般競争	29,595,380 (29,652,480)	H26.10.10	H27.3.13
19	トンネル照明補修工事	川崎市麻生区千代ヶ丘7丁目21番地先	トンネル照明設置23基、トンネル照明撤去25基、配管配線撤去・新設他	愛知電業(株)	一般競争	10,294,614	H26.12.19	H27.3.6
20	川崎駅市役所通り自転車通行環境整備工事	川崎市川崎区宮本町6番地先	工事延長105m、歩道幅員9.25m、車道舗装79㎡他	幸伸工業(株)	一般競争	29,883,081 (30,836,160)	H25.10.28	H26.8.29
21	道路照明設置その6工事	川崎市高津区下作延3丁目21番地先他3箇所	道路照明設置15基、道路照明撤去11基、分電盤撤去3基	(株)航建	一般競争	12,862,800 (13,242,960)	H27.10.23	H28.3.18
22	川崎駅東西自由通路エスカレーター7、8号機補修工事	川崎市幸区堀川町地内	下部スプロケット取替え、追従ローラー取替え、ステップチェーン取替え他	三菱電機ビルテクノサービス(株)横浜支社	随意契約	14,364,000	H27.8.5	H27.12.28
23	扇町跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事	川崎市川崎区南渡田町1番地先	変位制限構造取付工、伸縮継手工、舗装工他	長栄興業(株)	一般競争	47,947,873 (63,934,920)	H25.12.20	H26.10.31
24	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造(その12)工事	川崎市中原区中丸子地内	工事延長365m、幅員25m、インターロッキングブロック舗装1,785㎡他	(株)佐野建設	一般競争	17,613,737 (29,358,720)	H26.6.9	H26.12.25

25	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その12）付帯工事	川崎市中原区中丸子地内	工事延長365m、幅員25m、下層路盤2,006㎡他	㈱佐野建設	一般競争	7,873,200 (14,588,640)	H26.6.9	H26.12.25
26	中原区内都市計画道路東京丸子横浜線道路築造（その9-2）工事	川崎市中原区今井南町1111番地先	工事延長760m、幅員25m、仮設信号機設置工、大型標識工他	小沼・幸伸 J V	随意契約	90,666,000 (83,559,600)	H27.1.26	H27.3.26
27	新川崎地区都市基盤整備（交通広場）工事	川崎市幸区新川崎地内	排水構造物工、緑石工、防護柵工、舗装工、区画線工他	大林道路・長栄 J V	一般競争	135,653,400 (133,373,520)	H26.8.4	H27.3.25
28	新川崎地区都市基盤整備（交通広場）整備工事	川崎市幸区新川崎地内	法面吹付工、場所打擁壁工、コンクリートブロック工、舗装工他	大林道路・長栄 J V	一般競争	49,853,880 (57,521,880)	H26.8.4	H27.3.25
29	（仮称）溝口駅南口地下駐輪場新築工事	川崎市高津区久本1丁目地先	建築工事、電気設備工事、機械設備工事、サイクルコンベヤー設備工事他	戸田・森本・山根 J V	一般競争	1,114,575,000 (1,329,754,200)	H25.3.26	H27.11.27
30	（仮称）溝口駅南口地下駐輪場新築付帯工事	川崎市高津区久本1丁目地先	仮設工、管渠φ300mm 29m、集水桝2基他	戸田・森本・山根 J V	一般競争	61,425,000 (93,186,720)	H25.3.26	H27.11.27
31	多摩区内主要地方道川崎府中交差点改良（稲生橋交差点）工事	川崎市多摩区東生田1丁目4460番4地先	工事延長172m、幅員18.0m、信号機移設工、歩道橋撤去工	長栄興業㈱	一般競争	23,266,845 (26,941,680)	H26.3.18	H26.9.25
32	長尾橋橋梁補修（耐震補強）工事	川崎市多摩区長尾1丁目、4丁目地内	橋長10.09m、幅員12.2m～19.0m、落橋防止構造取付工他	長栄興業㈱	一般競争	59,184,000 (76,281,480)	H26.6.20	H27.3.27
33	麻生区内主要地方道横浜上麻生道路改良（水路）工事	川崎市麻生区早野地内他1箇所	工事延長470m、幅員22m、プレキャストカルバート工126m他	㈱三秀	一般競争	22,175,650 (28,134,000)	H26.10.8	H27.3.13
34	麻生区内都市計画道路栗木線道路築造工事	川崎市麻生区栗木台5丁目3番地先	工事延長46.3m、幅員16.0～16.3m、排水性舗装工430㎡他	清水建設㈱ 土木東京支店	随意契約	37,800,000 (38,635,920)	H27.3.6	H28.3.15
35	五反田川放水路トンネル部築造工事	川崎市多摩区生田8丁目、登戸新町地内	管きょ工（泥水式シールド工法）約2km、地盤改良工他	清水・飛島・鴻池・馬淵 J V	一般競争	6,823,755,750 (6,777,441,000)	H21.10.13	H27.4.30
36	五反田川放水路トンネル部築造付帯工事	川崎市多摩区生田8丁目、登戸新町地内	付帯工（基地設備）、仮設工（電力設備）他	清水・飛島・鴻池・馬淵 J V	一般競争	400,244,250 (387,653,000)	H21.10.13	H27.4.30
37	浮島2期廃棄物埋立B及びC護岸築造工事	川崎市川崎区浮島町地先	B、C護岸築造工414m、目地板184m、裏込材58,242㎡他	東亜建設工業 ㈱横浜支店	一般競争	395,280,000 (505,132,200)	H26.4.28	H27.2.25
38	東扇島給水施設整備工事	川崎市川崎区東扇島32番地内	給水管付設工884m、水道メーター設置5箇所、付帯工	㈱丸善興業	一般競争	18,701,280 (20,229,480)	H26.7.1	H26.9.5
39	夜光町地区22号陸開改良工事	川崎市川崎区夜光1丁目	横引式陸開工場製作工、据付工、基礎設置工他	井上鋼材㈱	一般競争	26,298,000 (29,305,800)	H26.11.10	H27.3.27
40	小島町末広物揚場補修工事	川崎市川崎区小島町6番地先	鋼材補修工	吉川海事興業 ㈱	指名競争	6,912,000 (9,165,960)	H27.5.29	H27.9.18

41	緊急物資等輸送用浮桟橋製作その2工事	川崎市川崎区東扇島地先	PCハイブリット浮桟橋製作1函、浮桟橋進水・曳航1函	三井造船鉄構エンジニアリング(株)	一般競争	59,238,000 (64,473,840)	H27.6.5	H28.3.15
42	千鳥町2号係船岸壁改良その6工事	川崎市川崎区千鳥町地先	渡版工100枚	東洋建設(株)横浜支店	一般競争	114,432,892 (119,484,720)	H27.3.16	H27.9.11
43	東扇島臨港道路(幹線5号道路)拡幅工事	川崎市川崎区東扇島地内	道路土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、区画線工他	世紀東急・重田JV	一般競争	137,084,400 (159,377,760)	H27.9.2	H28.3.25
44	千鳥運河浮桟橋撤去工事	川崎市川崎区千鳥町地先	浮体及び連絡橋撤去	大光建設(株)川崎支店	指名競争	3,456,000 (2,770,200)	H28.2.8	H28.3.24
45	川崎港同報系防災行政無線整備工事	川崎市川崎区浮島町511番地ほか	屋外拡声子局23基	日本電気(株)神奈川支社	随意契約	94,824,000 (95,825,160)	H26.11.25	H27.3.26
46	川崎港海底トンネル設備改修その34(入口情報板)工事	川崎市川崎区千鳥町9-9ほか	入口情報板2面、機側操作盤2面、主制御機	コイト電工(株)本社営業部	随意契約	50,760,000	H27.5.20	H27.10.23
47	川崎港海底トンネル設備改修その35(防災受信盤)工事	川崎市川崎区千鳥町9-9ほか	防災受信盤更新1面、火災検知器更新96個他	能美防災(株)横浜支社	随意契約	219,240,000	H27.7.15	H28.3.22
48	橋処理センター整備事業に係る整備計画策定等支援業務委託	川崎市川崎区宮本町1番地	整備計画策定、見積発注仕様書作成、技術提案評価他	(株)エイト日本技術開発横浜支店	随意契約	54,270,000	H26.4.25	H27.3.12
49	早野五郎池特別緑地保全地区斜面安全対策設計業務委託	川崎市麻生区早野地内	現地測量、地質調査業務、実施設計他	(株)長大南関東支店	一般競争	4,732,344 (6,027,480)	H26.8.6	H27.3.27
50	等々力・丸子橋地区周辺エリア第5期整備設計業務委託	川崎市中原区上丸子天神町地内	整備設計、現地測量	(株)緑景東京事務所	指名競争	2,431,296	H26.12.24	H27.3.13
51	早野聖地公園中ノ谷の杜北側尾根壁面型墓所第2期ほか整備設計業務委託	川崎市麻生区早野732	墓所整備実施設計	キタイ設計(株)関東支社	一般競争	3,820,608	H27.9.15	H28.3.25
52	川崎市内横断歩道橋補修詳細設計委託	川崎市内一円	歩道橋点検、補修詳細設計	(株)クリエート川崎事務所	一般競争	7,141,932 (9,456,480)	H27.3.18	H27.9.30
53	市道南幸町渡田線(電線共同溝)道路予備設計委託	川崎市川崎区渡田3丁目3番地先他	電線共同溝予備設計他	(株)アジア共同設計コンサルタント	指名競争	8,137,500 (4,440,960)	H25.11.11	H27.3.30
54	市ノ坪跨線橋他2橋耐震照査委託	川崎市中原区市ノ坪538番地先他2箇所	耐震性能照査、補強工法検討(市ノ坪跨線橋、御幸跨線橋、東久地橋)	(株)エイト日本技術開発横浜支店	指名競争	4,255,200 (5,473,440)	H26.7.24	H27.3.24
55	主要地方道幸多摩線(都市計画道路登戸2号線)道路詳細修正設計委託	川崎市多摩区登戸新町地内	延長180m、幅員12m、仮設道路詳細設計、道路詳細修正設計他	(株)クリエート川崎事務所	一般競争	4,994,850 (6,012,360)	H25.12.17	H27.3.20
56	多摩区内主要地方道川崎府中交差点改良(稲生橋交差点)調査検討業務委託	川崎市多摩区東生田1丁目地内	現況再現によるシミュレーションモデル作成他	(株)アーバントラフィックエンジニアリング東京事務所	指名競争	1,836,000 (2,162,160)	H27.1.30	H27.5.28
57	天宿橋他5橋耐震補強設計委託	川崎市多摩区菅2丁目13番地先他5箇所	耐震補強設計(天宿橋、上の橋、中の橋、新船島橋、山下橋他)	(株)道路建設コンサルタント	一般競争	11,859,804 (11,873,520)	H27.9.2	H28.3.15
58	千鳥町7号岸壁耐震化実施設計委託	川崎市川崎区千鳥町地内	構造比較検討、桟橋細部設計、護岸細部設計他	(株)日本港湾コンサルタント	一般競争	38,389,995 (39,826,080)	H25.12.17	H27.3.26
59	夜光町地区18号陸間ほか堤防化設計委託	川崎市川崎区夜光町1丁目地内	構内通路詳細設計、現地測量他	(株)東光コンサルタンツ横浜営業所	一般競争	4,334,364 (3,747,600)	H26.9.2	H27.2.27
60	川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)太陽光発電及び蓄電池設備導入検討・設計業務委託	川崎市川崎区東扇島38-1	太陽光発電設備実施設計、蓄電池設備実施設計他	電気技術開発(株)	指名競争	2,052,000	H27.10.22	H28.3.18

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第3号

第33回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

平成29年3月3日

川崎市農業委員会 会長 長瀬 和徳

1 日時

平成29年3月10日(金) 午後2時00分

2 場所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- (2) 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (4) 平成30年度税制改正要望について
- (5) 農地法3条の3第1項の規定による届出について
- (6) 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (7) 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (8) 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (9) 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- (10) 農地造成に係る承認願について
- (11) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第26号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年3月10日

川崎市川崎区長 土方 慎也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告

の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第27号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降	平成29年3月31日 (第9期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第28号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市川崎区長 土方 慎也

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護保険料	第9期 以降		計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第29号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に

より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第1期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降	平成29年 3月31日 (第8期)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降	平成29年 3月31日 (第8期・第9期)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降	平成29年 3月31日 (第9期)	計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期		計5件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第30号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料			計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第31号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護保険料	第5期 以降	平成29年 3月31日 (第5期分から第 11期分)	計1件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第10号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第2期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降	平成29年 3月31日 (第9期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第11号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職

権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年3月14日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第12号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27 年度	国民健康 保険料			計1件
平成28 年度	国民健康 保険料			計4件

（別紙省略）

川崎市中原区公告第13号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降	平成29年3月31日 (第8・9期分)	計1件

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第11号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27 年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降	平成29年3月31日 (第9期)	計3件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件

（別紙省略）

川崎市高津区公告第12号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護保険料	第11期	平成29年 3月31日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第13号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市高津区長 山 田 祥 司

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護 保険料	第10期～ 第11期	平成29年 3月31日	計 2 件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告**川崎市宮前区公告第12号**

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康保 険料	第 1 期 以降		計 1 件
平成28 年度	国民健康保 険料	第 2 期 以降		計 1 件
平成28 年度	国民健康保 険料	第 3 期 以降		計 1 件
平成28 年度	国民健康保 険料	第 8 期 以降		計 4 件

平成28 年度	国民健康保 険料	第 9 期 以降		計 6 件
平成28 年度	国民健康保 険料	第10期		計 6 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第13号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	介護保険料	第 1 期 以降	平成29年 3月31日 (第 1 期～第 4 期 分)	計 3 件
平成28 年度	介護保険料	第 1 期 以降	平成29年 3月31日 (第 1 期～第11期 分)	計 3 件
平成28 年度	介護保険料	第 1 期 以降	平成29年 3月31日 (第 6 期～第11期 分)	計 1 件
平成28 年度	介護保険料	第 9 期 以降		計 1 件
平成28 年度	介護保険料	第 2 期 以降	平成29年 3月31日 (第 2 期～第 4 期 分)	計 1 件
平成28 年度	介護保険料	第 2 期 以降	平成29年 3月31日 (第 2 期～第11期 分)	計 1 件
平成28 年度	介護保険料	第 3 期 以降	平成29年 3月31日 (第 3 期～第 4 期 分)	計 2 件
平成28 年度	介護保険料	第 3 期 以降	平成29年 3月31日 (第 3 期～第11期 分)	計 2 件
平成28 年度	介護保険料	第 8 期 以降	平成29年 3月31日 (第 8 期～第11期 分)	計 1 件
平成28 年度	介護保険料	第10期 以降	平成29年 3月31日 (第10期～第11期 分)	計 2 件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第14号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年3月15日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市宮前区公告第15号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年3月15日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

多 摩 区 公 告**川崎市多摩区公告第14号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙（省略）に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成29年3月1日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第15号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙（省略）に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年3月1日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

川崎市多摩区公告第16号

次の国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月2日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成28 年度				計1件

別紙省略

川崎市多摩区公告第17号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第1期 以降	平成29年3月31日 (第1期分～第9 期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第5期 以降	平成29年3月31日 (第5期分～第9 期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期 以降	平成29年3月31日 (第6期分～第9 期分)	計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第7期 以降	平成29年3月31日 (第7期分～第9 期分)	計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降	平成29年3月31日 (第8期分・第9 期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降	平成29年3月31日 (第9期分)	計2件

別紙省略

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第12号**

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月 8 日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第13号

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月 8 日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

川崎市麻生区公告第14号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 3月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第5期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第6期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第8期 以降		計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期 以降		計2件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期 以降		計4件

別紙省略

川崎市麻生区公告第15号

次の国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2

の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月13日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料			計2件

別紙省略

